

令和4年度  
業務実績報告書

令和5年6月30日



独立行政法人  
自動車事故対策機構

はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「ナスバ」という。）は、令和4年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人自動車事故対策機構中期計画等の策定及び評価に関する規程（平成27年4月1日機構規程（企画）第5号）第4条第4項に基づき、ナスバに係る令和4年度の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

# 目次

## ・業務運営評価に関する事項

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 安全指導業務等	
1) 指導講習、適性診断の充実・改善	1
2) 民間参入の促進	6
3) 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着	9
4) 国の安全対策への貢献	15
(2) 被害者援護業務	
1) 療護施設の設置・運営	18
2) 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援	26
3) 介護料の支給等	29
4) 自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等	37
5) 貸付・精神的な支援の実施	41
6) 債権管理・回収の強化	44
(3) 自動車アセスメント業務	
1) 効率的・効果的な試験・評価の実施	46
2) わかりやすい情報提供	51
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等	56
(2) 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進	57
(3) 外部評価の実施、公表	60
(4) 業務のデジタル化及びシステムの最適化	66
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	
(1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	68
(2) 財務運営の適正化	76
(3) 自己収入等の拡大	77
(4) 保有資産の見直し	79
4. 短期借入金の限度額	80
5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	81

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	82
7. 剰余金の使途	83
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	84
(2) 施設及び設備に関する計画	92
(3) 人事に関する計画	94
(4) 人材の活用・育成	95
(5) 自動車事故対策に関する広報活動	101
(6) 積立金の使途	109



# 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## (1) 安全指導業務等

### 1) 指導講習、適性診断の充実・改善

#### 中期目標

- ① 安全指導業務等が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する。

あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図る等、ICT 技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図る。

また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に際して、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に 4.00 以上とする。

#### 【指標】

- ・指導講習受講者数（平成 29 から令和 2 年度までの平均受講者数：122,272 人）
- ・適性診断受診者数（平成 29 から令和 2 年度までの平均受診者数：455,698 人）

#### 中期計画

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供します。

あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図るほか、インターネット適性診断システムの契約事業者等（注 1）による支所以外での一般診断受診者の割合を中期目標期間の各年度において 55%以上とする等、ICT 技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図ります。

また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に際して、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する 5 段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に 4.00 以上とします。

（注 1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

#### 年度計画

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供します。

あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図るほか、インターネット適性診断システムの契約事業者等（注 1）による支所以外での一般診断受診者の割合を 55%以上とする等、ICT 技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図ります。

また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に際して、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評

価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、4.00以上とします。  
 (注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

## 評価の視点

- 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会が提供されているか。
- 指導講習教材の改定が適切になされているか。
- 非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図っているか。
- インターネット適性診断システムによる支所以外の一般診断受診者の割合が55%以上確保されているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

### 1) 安全指導業務実績

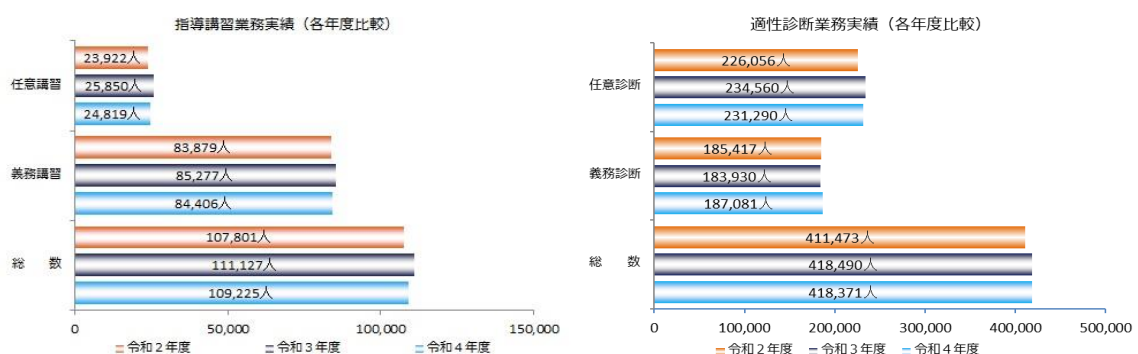
安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、指導講習受講者数の総数は、109,225人（前年度111,127人）、適性診断受診者数の総数は、418,371人（前年度418,490人）となった。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、地域によって自動車運送事業者の輸送の安全確保に空白が生じることのないよう、全国の支所において、「※新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき感染防止対策を最優先としながら、安全・安心な受講等の機会を提供した。なお、指導講習においては、感染防止対策を目的として令和2年11月から開始した「動画視聴方式」を令和4年度においても引き続き、小規模・多頻度で開催することにより、受講機会を拡大させる等の利便性向上を図った。

全国一律のサービス提供のため、全国50支所において指導講習・適性診断を実施し、指導講習においては開催回数3,114回（前年度2,861回）に上る受講機会を提供した。適性診断については、支所での実施に加え、事業者への適性診断機器の導入促進及び貸出機器の利用促進を図ることにより、受診機会の拡大に努めた。

#### ※新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

政府機関等が発出している指針に基づく他、公衆衛生の専門家の監修の下に策定。



### 2) 指導講習教材の改定

指導講習テキストに「飲酒運転、迷惑運転等の防止」、「健康起因事故・高齢運転者の事故防止」等に関する内容を掲載し、指導講習において周知・啓発を図った。

また、関係法令の改正に応じて、最新の法令を指導講習テキストに掲載した。

3) 非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実

① 「動画視聴方式」による指導講習の開催拡大

コロナ禍における受講機会の確保及びデジタル技術の活用の推進を目的として、受講方式の選択肢を増加することで、利用者利便の向上に寄与するため、令和2年度より全国において開始している「動画視聴方式」による指導講習を、より積極的に開催した。

また、支所内の適性診断ブースを活用して実施する等、効率的な受講機会の提供に努めたことにより、1,750回（基礎講習：109回、一般講習1,641回）実施し、28,042人（基礎講習：2,933人、一般講習：25,109人）が受講した。

② 遠隔カウンセリング実施体制の整備

令和4年2月、国土交通省において、適性診断受診者の利便性向上を図ることを目的として、適性診断受診後の「指導及び助言（カウンセリング）」に関し、受診者・カウンセラー間において情報通信機器を通して実施する「遠隔カウンセリング」の実施を規定した告示改正がなされた。併せて、実施に関する留意事項等を定めた取扱い通達が発出された。

これを受け、同年3月に遠隔カウンセリングの実施のために内部規程等を整備し、国土交通省へ提出し、受理された。令和4年度には支所間支援及び出張診断支援を実現するために試行運用を実施した。遠隔カウンセリングの実施に係る取扱いについて、通達を発出し、令和5年1月より遠隔カウンセリングを実施出来る体制を整備した。

4) 支所以外での一般診断の受診促進

契約事業者等への利用促進

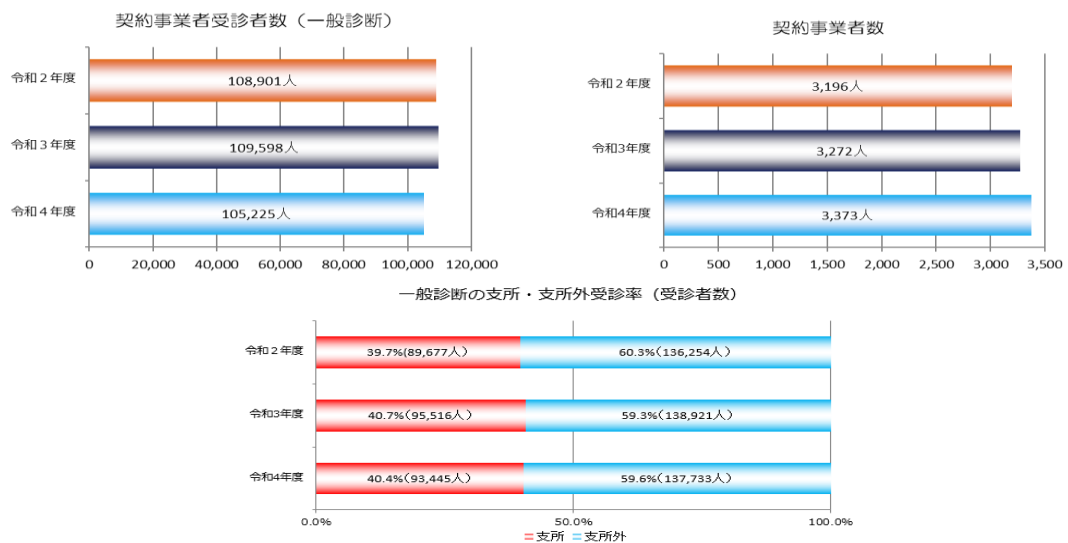
契約事業者等に対する一般診断の利用促進を図り、ナスバ支所以外での一般診断受診率59.6%を確保した。

契約事業者に対しては、ナスバネット（ナスバのインターネットを活用した適性診断システム）の利用によるメリット等の情報提供を行った。

◎ 自社において24時間365日いつでも適性診断ができること。

◎ 過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診が事故防止に対して、より一層効果的であること。

これらの情報提供により、契約事業者のナスバネットの利用促進が図られた。





5) 自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度

全支所において、一律かつ質の高い指導講習・適性診断を提供するための参考情報とすべく、指導講習受講者・適性診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を実施した。それぞれ以下のとおり4.00以上の評価を得た。

【調査概要】

・調査期間：令和4年9月から令和5年2月

受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	541	495	392	2,316	500
回収件数	541	495	392	2,316	229
回収率	100%	100%	100%	100%	45.8%

○指導講習受講者の活用度

指導講習において、4.55の評価を得た。

総合活用度	基礎講習	一般講習	特別講習
4.55	4.55	4.49	4.61

基礎講習

活用度	講師の進め方・話し方	講習内容の運行管理への活用度	教材の掲載内容	教材の運行管理への活用度	視聴覚教材の活用度	運行管理業務の重要性の認識	法令等の基礎的な知識の習得
4.55	4.23	4.53	4.60	4.62	4.28	4.71	4.74

一般講習

活用度	講師の進め方・話し方	講習内容の運行管理への活用度	教材の掲載内容	教材の運行管理への活用度	視聴覚教材の活用度	運行管理業務の重要性の認識	法令等の最新の知識の習得
4.49	4.43	4.54	4.41	4.53	4.17	4.70	4.54

特別講習

活用度	講師の進め方・話し方	講習内容の運行管理への活用度	教材の掲載内容	教材の運行管理への活用度	視聴覚教材の活用度	グループ討議	運行管理業務の重要性の認識	運行管理水準の向上
4.61	4.65	4.74	4.57	4.59	4.25	4.48	4.81	4.63

○適性診断受診者の活用度

適性診断において、4.65の評価を得た。

総合活用度		カウンセリングのわかりやすさ	アドバイス・カウンセリングの事故防止への役立ち度	日頃の運転を振り返るきっかけ	運転に関する気付きや考え方の変化	日々の運転への活用度（意向）	事故防止に取り組むための機会	事故防止への役立ち度
全体	4.65	4.57	4.77	4.63	4.46	4.72	4.73	4.71
一般診断	4.46	-	-	4.42	4.27	4.52	4.56	4.55
C付診断	4.79	4.76	4.88	4.77	4.61	4.85	4.88	4.79
初任診断	4.64	4.54	4.76	4.61	4.43	4.71	4.70	4.72
適齢診断	4.64	4.44	4.72	4.66	4.43	4.73	4.71	4.73
特定診断	4.79	4.72	4.85	4.78	4.67	4.85	4.87	4.77

※C付診断・・・「カウセリツク 付き定期診断」をいう。

○事業者の評価

事業者において、4.33の評価を得た。

総合活用度	バス	ハイタク	トラック
4.33	4.44	4.21	4.34

**自己評価とその根拠**

- ・新型コロナウイルス感染防止対策を最優先としながら全支所において、一律かつ質の高い指導講習及び適性診断の受講・受診等の機会を提供した。
- ・関係法令の改正に応じた最新情報を指導講習教材に掲載するとともに、高齢者事故防止対策等に応じた指導講習テキストを製作し、指導講習において周知・啓発を行った。
- ・非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図る取組として「動画視聴方式」による指導講習の開催を拡大し、遠隔カウンセリングの実施体制を整備する等、充実を図った。
- ・ナスバネットを適切に管理し、契約事業者において24時間365日受診できる環境を維持、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、目標値55%を上回る59.6%の支所外受診率を達成した。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

**課題と今後の対応**

- ・引き続き、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供していく。あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断を実施していく。
- ・これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献の方法を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図る。

## (1) 安全指導業務等

### 2) 民間参入の促進

#### 中期目標

② 引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に向けた支援を行う。

また、参入希望者に対して、これまで蓄積した知見等を活用した支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 250,000 冊以上、ナスバネット（適性診断システム）提供数 260,000 件以上とする。

#### 【指標】

- ・ 民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均参加者数：72 者(112 人)）
- ・ 民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均参加者数：39 者(50 人)）
- ・ 指導講習参入事業者数（令和 2 年度末の参入事業者数：137 者）
- ・ 適性診断参入事業者数（令和 2 年度末の参入事業者数：117 者）

#### 【難易度：高】

民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

#### 中期計画

② 引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習教材の頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに指導講習用テキスト頒布数 250,000 冊以上、ナスバネット提供数 260,000 件以上とします。

#### 年度計画

② 引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習教材の頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、指導講習用テキスト頒布数 50,000 冊以上、ナスバネット提供数 52,000 件以上とします。

#### 評価の視点

- ・ 民間参入の促進に向けた支援が確実に行われているか。
- ・ 他の認定機関による安全指導業務の質を維持するための取組がなされているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 民間参入希望団体等のニーズに応じた認定取得支援  
認定取得に必要な要件研修の実施時に、国土交通大臣  
に対する認定申請等に関する照会を多数受けたことから、  
平成28年度より要件研修終了後、希望者を募って認定取  
得に関する相談を受けるなど民間参入希望団体等に対す  
る認定取得のための支援を行った(参加者9者、13名)。



【認定取得に関する相談の様子】

- 2) 認定取得に必要な要件研修の実施等

① 認定取得に必要な要件研修の実施

民間参入希望団体等に対して、要件研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

第一種講師要件研修：6回開催し、  
延べ65者110名が参加。



【第一種講師資格要件研修風景】

【適性診断】

第一種カウンセラー要件研修：3回開催し、延べ30者41名が参加。

② 教育訓練の実施

他の認定機関に対する研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

第一種講師研修：3回開催し、延べ5者13名が参加。

【適性診断】

カウンセラー教育・訓練：11回開催し、延べ25者45名が参加。

【参考：カウンセラー教育・訓練実施箇所】

仙台主管支所：	6事業者	8名
新潟主管支所：	4事業者	5名
東京主管支所：	8事業者	19名
高松主管支所：	1事業者	2名
福岡主管支所：	6事業者	11名
主管支所：	25事業者	45名

### ③ 指導講習テキスト・ナスバネットアプリケーションソフトウェアの提供

指導講習の他の認定機関に対し、指導講習テキストを127者に61,243冊頒布（基礎講習用テキスト20,496冊、一般講習用テキスト40,707冊、特別講習用テキスト40冊）し、適性診断の他の認定機関に対しては、106者に対し、ナスバネット521台分のアプリケーションを提供するとともに、64,884人（一般診断：16,639人、初任診断：28,686人、適齢診断：18,632人、特定診断Ⅰ・Ⅱ：927人）分の測定を提供した。

【指導講習テキスト】



【ナスバネット】



### ④ 安全指導業務の質の維持

他の認定機関の安全指導業務の質の維持が図られるよう平成27年度より毎年5月に、各主管支所において「指導講習認定機関連絡会」を開催している。令和4年度については、140者に対して指導講習テキストの内容や法令改正等のポイントを教示した。

### 3) 民間参入の状況

上記取組等の結果、令和4年度において、指導講習5者、適性診断3者が国土交通省の認定を受けた。

なお、令和4年度末現在における認定団体の総数は、指導講習141者、適性診断121者となっている（いずれもナスバを除く）。

### 自己評価とその根拠

新たに認定機関にならうとする民間団体等に対して、ナスバネットの提供のほか、指導講習講師や適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施、認定取得に関する相談に対応する等、認定取得に向けた支援を着実に実施した。

また、他の認定機関の認定取得後の質を維持するための支援として「指導講習認定機関連絡会」及び「カウンセラー教育・訓練」を行うとともに、計画を大幅に上回る指導講習教材の頒布及びナスバネットの提供を行った。（指導講習教材の頒布：対計画値122.5%、ナスバネット提供数：対計画値124.8%）

以上により、民間参入の促進に向けた支援や参入後の安全指導の質の確保に向けた支援について、年度計画を大きく上回っており、安全指導業務の裾野の拡大に寄与したと判断し、A評価とするものである。

## (1) 安全指導業務等

### 3) 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着

#### 中期目標

③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務等において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とする。

#### 【指標】

- ・安全マネジメント認定セミナー受講者数（平成29年度から令和2年度までの平均受講者数：4,361人）
- ・運輸安全マネジメント評価件数（平成29年度から令和2年度までの平均事業者数：8者）
- ・運輸安全マネジメントコンサルティング件数（平成29年度から令和2年度までの平均事業者数：27者）

#### 中期計画

③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上を目指します。

#### 年度計画

③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、運輸安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、4.00以上を目指します。

## 評価の視点

- ・自動車運送事業者全般への運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援の実施及び安全マネジメント業務の一層の充実・改善が図られているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

### 1) 安全マネジメント業務に係る取組

安全マネジメント業務については、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき感染防止対策を最優先としながら、自動車運送事業者全般への浸透・定着を図るため、以下の取組を実施した。

#### ○ 運輸安全マネジメント評価事業

自動車運送事業者自らが構築した安全管理体制等がシステムとして適切に機能しているか等、安全に関する取組の優れている点を評価し、また、改善の余地のある点を助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることへの支援を行うバス・トラック運輸安全マネジメント評価を実施した。

【令和4年度実績】

56事業者（前年度21事業者）



【安マネ評価実施風景】

【安マネ評価アンケート結果】

- ・「当社の脆弱点について正しく指摘いただき、取組の具体的実施方法等についてアドバイスいただいた。」
- ・「PDCA サイクルのCとAがおろそかになっていることに気がきました。本当に事故があった場合を想定して教育訓練に取り組む。無事故だからといってマンネリ化してしまった点があったと思いました。」 等

#### ○ 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

##### (1) 安全マネジメントコンサルティング

事業者が抱える問題点等を的確に把握するとともに、事業者にとって最良のプランを提示し、それを事業者が確実に実施できるようサポートを行うことで、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを各所で実施した。

【令和4年度実績】

11件（バス9件、トラック2件）  
（前年度11件）



【安マネコンサル実施風景】

【安マネコンサルティングアンケート結果】

- ・「運輸安全マネジメント体制の強化には、職場内の円滑なコミュニケーションが不可欠である事から、班を細分化しチームの活動にシフトするきっかけになった。」

- ・「当社の社員の気質を良く理解した上での講義であり大変良かったです。」 等

## (2) 講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるため、講師派遣を各所で実施した。

【令和4年度実績】

438件（前年度309件）



【講師派遣実施風景】

## ○ 安全マネジメント関係講習会

安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者を対象に「ガイドラインセミナー・リスク管理（基礎）セミナー・内部監査（基礎）セミナー・防災マネジメントセミナー」を開催し、事業経営者に対する情報提供や先進的な取組の紹介等を行い、運輸安全マネジメントの普及・啓発を図った。

### ①ガイドラインセミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、運輸安全マネジメント制度のガイドライン14項目について、具体的事例を交え解説した。

【令和4年度実績】

107回 1,741人（前年度113回 1,822人）

### ②リスク管理（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発・未然防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。

【令和4年度実績】

85回 1,046人（前年度98回 1,199人）

### ③内部監査（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法といった、内部監査を実施するために必要な知識など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。

【令和4年度実績】

85回 972人（前年度88回 1,000人）



④防災マネジメントセミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして、令和4年度から全国各地において開催し、「運輸防災マネジメント指針」の解説及び自社の防災対策チェック・災害リスクの分析手法を取得するためのワークショップを行った。

【令和4年度実績】

37回 643人（前年度15回 548人）

○ ナスバ安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に生かすことができるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組報告を主体とした、「ナスバ安全マネジメントセミナー」を例年、東京で開催しているが、令和4年度については、開催予定時期が国内で新型コロナウイルスの感染拡大が確認された時期であり、予断を許さない状況であったことから、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染予防等のため、開催中止とした。

○ その他安全マネジメント関連業務

・ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布

リスク管理（基礎）セミナー等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布を行った。

【令和4年度実績】

KYT-I	27部
KYT-II	50部
KYT-III	53部
KYT-IV	79部
<u>KYT-V</u>	<u>277部</u>
合計	486部（前年度 1,181部）

2) ISO 39001の管理・運用の取組

ISO/TC241（ISOに設置された専門委員会）において議題に上がっている個別案件について、国内審議委員会の下に設置されている専門委員会を開催し、検討を行った。

3) 運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度

運輸安全マネジメント評価事業者・安全マネジメントコンサルティング実施事業者・安全マネジメント関係講習会受講者に対し、アンケート調査を以下のとおり実施し、それぞれ4.00以上の評価を得た。

・運輸安全マネジメント評価の活用度（回答数28件）

運輸安全マネジメント評価において、4.00以上の評価を得た。

活用度	
評価報告書の記載内容	4.75
情報提供	4.96
評価担当者の課題・問題点の把握、対応力	4.89
評価担当者の講評・助言力	4.93
評価担当者の具体的な説明力	4.54
課題の解明	4.75
安全マネジメントの取組の推進参考	4.89
安全管理体制の改善への活用度	4.71
評価（助言等含む）内容の活用度	4.52
全体平均	4.77

・安全マネジメントコンサルティングの活用度（回答数6件）

安全マネジメントコンサルティングにおいて、4.00以上の評価を得た。

活用度	
総合的な満足度	4.50
コンサルティング実施による効果	4.00
安全マネジメントの取組の推進参考	4.17
企画・プレゼンテーション	4.50
情報（安全管理体制）提供	4.83
目標や目的に沿った進め方	4.67
見直し・改善の参考	4.67
最終報告	4.75
担当者の知識・技術	5.00
担当者の話し方・進め方	5.00
コミュニケーション	5.00
課題・問題点の把握状況及び対応	4.83
全体平均	4.66

・安全マネジメント関係講習会の活用度

（回答数：ガイドラインセミナー394件、リスク管理（基礎）セミナー360件、内部監査（基礎）セミナー332件、防災マネジメントセミナー133件）

各セミナーにおいて、4.00以上の評価を得た。

総合活用度	ガイドライン	リスク管理 (基礎)	内部監査 (基礎)	防災マネジメント	全体平均
講師の進め方・話し方	4.58	4.62	4.56	4.57	4.57
講義内容の安全管理体制の改善(向上)への役立ち度	4.70	4.75	4.69	4.74	4.72
教材のわかりやすさ	4.60	4.61	4.45	4.53	4.56
教材の安全管理体制の改善(向上)への役立ち度	4.77	4.73	4.72	4.73	4.74
運輸安全マネジメントに関する理解の深度化	4.73	4.65	4.61	4.66	4.68
運輸安全マネジメントの取組推進への意欲向上	4.84	4.75	4.70	4.75	4.78
全体平均	4.70	4.68	4.62	4.66	4.68

### **自己評価とその根拠**

コロナ禍においても、全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者に対して運輸安全マネジメント評価、コンサルティング、講師派遣の実施、安全マネジメント関係講習会等の開催を通じて、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ、運輸安全マネジメントの浸透・定着に取り組んだ。

受講者・事業者に対する5段階評価の調査における自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度についても全体的な評価で4.00以上を達成している。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

自動車運送事業者の大多数を占め、かつ、安全管理体制の構築が発展途上であると思料される中小規模事業者を中心に、安全マネジメント関係講習会等の受講を促すとともに、トップセールスや当該講習会等の機会を捉え、運輸安全マネジメント評価や安全マネジメントコンサルティング、講師派遣等を紹介するなど、あらゆる機会を通じ、運輸安全マネジメントのより一層の定着・浸透に係る取組を推進する。また、自動車運送事業者に対して、より質の高いサービスが提供できるよう、引き続き要員の育成を図っていく。

## (1) 安全指導業務等

### 4) 国の安全対策への貢献

#### 中期目標

④ 近年の高齢運転者による重大事故の発生等を踏まえ、国においては、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化を図ることとしていることから、機構としては国の安全対策への対応として、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施する。

また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施する。

#### 中期計画

④ 国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。

また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施します。

#### 年度計画

④ 国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。

また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施します。

#### 評価の視点

- ・高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めているか
- ・安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施されているか
- ・関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組に対して支援がされているか

#### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

##### 1) 高齢運転者による事故防止対策等に寄与する新たな適性診断の測定項目の研究開発

高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな測定項目について、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を着実に進めた。

- 2) 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」への支援
- 貸切バス事業の更新制度の導入において、行政処分を受けた事業者が更新を行う際、運輸安全マネジメント評価を受けることが義務付けされたことから、ナスバでは、運輸安全マネジメント評価に迅速に対応できるよう、運輸安全マネジメント事業部を発足させて体制の強化を図り、令和4年度においては、対象となる貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を50件実施した。（前年度：21件）
- 3) 関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組に対する支援
- ① 公益社団法人日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」において、現地における施設等の安全確認審査等の支援を実施することで、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献した。
- 【令和4年度実績】
- 236件（前年度：276件）
- ② 一般貸切旅客自動車運送適正化機関が行う貸切バス事業者に対する法令遵守状況の確認・改善指導を目的とした巡回指導について、同機関からの要請に応じ、適正化指導員としてナスバ職員を派遣した。
- 【令和4年度実績】
- 18件（前年度：13件）
- 4) 「事業用自動車総合安全プラン2025」への貢献
- ① 本プランの事故削減目標に向け、指導講習テキストに「飲酒運転、迷惑運転等の防止」、「健康起因事故・高齢運転者の事故防止」等に関する内容を掲載し、指導講習において周知・啓発を図った。
- ② 65才以上の事業用自動車の運転者等に対して行う適齢診断を73,328人（前年度70,851人）に実施し、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言・指導を行った。
- ③ 本プランのフォローアップの場である「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、ナスバの各種取組について報告を行った。

### **自己評価とその根拠**

高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな測定項目について、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を着実に進めた。

貸切バスの事業許可更新制導入に伴い設定された要件「前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時まで認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けること」に迅速に対応するため、運輸安全マネジメント事業部により積極的に評価の提供を行った他、全国の支所より「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」及び「一般貸切旅客運送適正化実施機関」への要員派遣を通じて、国の「安全・安心な貸切バスの運行を実現するた

めの総合的な対策」へ貢献した。

「事業用自動車総合安全プラン2025」の事故削減目標に向け、指導講習テキストに「飲酒運転、迷惑運転等の防止」、「健康起因事故・高齢運転者の事故防止」等の内容を掲載し周知を行った他、高齢運転者に対する適性診断の提供により、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させる等、同プランの事故削減目標への取組を進めた。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

- 高齢運転者の事故防止対策として、令和4年度までの研究開発の結果を踏まえ、引き続き、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるとともに、現行適性診断の刷新に向けた取組を継続する。
- 運輸安全マネジメント評価を担う安全評価員や、その候補者の確保及び育成のため、引き続き力量の維持・向上を図る。
- また、貸切バスの事業許可更新を予定する事業者に対して、引き続き運輸安全マネジメント評価など必要な業務及び情報提供を実施する。

## (2) 被害者援護業務

### 1) 療護施設の設置・運営

#### 中期目標

- ① 自動車事故による遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。  
また、療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護センター及び委託病床（以下「療護施設」という。）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。
- ② 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～回復期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善を行い、ガイドライン等の策定に向けた検討を行う。  
さらに、一貫症例研究型委託病床における知見・成果の普及を図るとともに、遷延性意識障害に精通する脳外科医等の育成を図る。
- ③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。  
あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討するとともに、経年劣化が進む千葉療護センターの老朽化対策については、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提とした上で、リハビリの充実等、利用者等からのニーズを的確に踏まえた最適な機能強化を図ることを視野に入れ検討する。

#### 【指標】

- ・療護施設全体の待機期間（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均待機期間：3.4 ヶ月）

#### 【困難度：高】

入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

- ④ 以上の取組により治療改善効果を高め、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、中期目標期間の年度毎に 12.5 点以上に維持する。

（注）「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。

#### 【困難度：高】

療護施設の治療改善効果は、入院患者にかかる事故の様態、脳の損傷部位、受傷時の年齢等の影響を大きく受けるものであり、また、入院患者の高齢化や重症化（遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）が高い）も進んでいるため。

#### 中期計画

- ① 療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム（注 2）、プライマリーナーシング（注 3）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）（注 4）」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

また、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策や、今後可能性のある東北療護

センターの運営委託先の隣接病院の移転等の環境変化に際し、引き続き質の高い治療・看護が維持されるよう適切な環境整備をします。

(注2)「ワンフロア病棟システム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

(注3)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

(注4)遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。

② 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、他の療護施設(療護センター及び委託病床)との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

③ 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・看護・リハビリの検討、改善を行い、ガイドラインの策定に向けた検討を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行います。

④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。

あわせて、療護施設全体の今後のあり方については、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討します。

さらに、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策の検討にあたっては、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備しつつ、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提に、「リハビリの充実」等、時代によって変化する利用者等からのニーズを的確に踏まえた最適な機能強化を講じるよう検討します。

⑤ 以上の取組により治療改善効果を高め、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、中期目標期間の年度毎に12.5点以上に維持します。

## 年度計画

① 療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム(注2)、プライマリーナーシング(注3)及び「施設及び設備に関する計画」(別紙2)に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施します。

(注2)「ワンフロア病棟システム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

(注3)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

② 大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)(注4)」を用いた治療改善度の活用や療護看護プログラム(注5)の実施等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

(注4)遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。

(注5)「療護看護プログラム」とは、遷延性意識障害者の状態の改善を目指す技術の実践に



より「生活行動の再獲得を目指す」ことを目的とした看護プログラムをいう。

- ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ④ 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・看護・リハビリの検討、改善を行い、ガイドラインの策定に向けた検討を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行います。
- ⑤ 引き続き、療護センター長等会議等において、病床や入院審査のあり方の検討を実施し、入院希望者の待機期間の短縮に努めます。あわせて、待機患者数が多い関東地方に療護施設を設置します。

療護施設全体の今後のあり方については、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討します。

さらに、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策にあっては、有識者や被害者団体等を委員とした検討会を設置し、関係者の意見・ニーズを踏まえ、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備しつつ、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提に、最適な機能強化を図るために必要な調査・検討を実施します。

- ⑥ 以上の取組により治療改善効果を高め、令和4年度における療護施設の退院患者にかかる遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、12.5点以上に維持します。

また、「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」を用いた治療改善効果を公表します。

## 評価の視点

- ・ 各療護施設において、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器の活用により質の高い治療・看護が実施されているとともに、大学等研究機関等との連携強化、職場内研修の充実等により医療技術や看護技術の開発・向上が図られているか。
- ・ より多くの遷延性意識障害者の回復に資するために、入院希望者の待機期間の短縮が図られているか。
- ・ 事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」において適切な治療看護等が行われていると共に、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図っているか。
- ・ 関東地方の療護施設で生じている待機患者を解消するため、小規模委託病床を設置したか。
- ・ 千葉療護センターの老朽化対策に関する調査を行い、利用者等からのニーズを踏まえた検討が行われているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 各療護センターにおいて、個々の患者に即した治療計画を作成し、高度先進医療機器（MRI、PET等）を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等によるきめ細かく質の高い治療・看護を行った。
- 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組を行った。
  - ① 東北療護センターにおいて、核医学画像診断装置（SPECT）を令和5年3月に更新、中部療護センターの磁気共鳴画像診断装置（MRI）は半導体調達等の製造遅延から納期が遅れ令和5年4月に更新。

感度等性能が向上した機器の導入により、より詳細な脳の形態の把握や機能評価が可能となり、個々の患者に適した治療の実施に活用したほか、検査時間が従来機器より短縮され、患者の負担軽減を図った。

- ② 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、従来の治療、看護等に加えて、「経頭蓋直流電気刺激」などの新たな取組を実施するとともに、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携し、共同研究を行った。

加えて、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献。

各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的を開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。

- ③ また、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成 26 年度から療護施設看護の一環として一部の療護施設で実施してきた療護看護プログラムについて、日本ヒューマン・ナーシング研究学会が主催する研修を受講した看護師を中心に、療護看護プログラムを実施し、治療効果を高めるとともに、看護技術の向上を図った。

- ④ 「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」を用いた治療改善度について分析し、令和 5 年 3 月に公表。分析の結果、平成 17 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの 17 年間に退院した患者（1,067 人）並びに平成 29 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの 5 年間に退院した患者（305 人）のいずれにおいても、入院時ナスバスコア平均値に対し、退院時ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、入院時ナスバスコアの重症度別にみた場合も、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果を確認。

過去 5 年間に退院した患者に関する、入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後入院までの経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示され、この結果を過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。

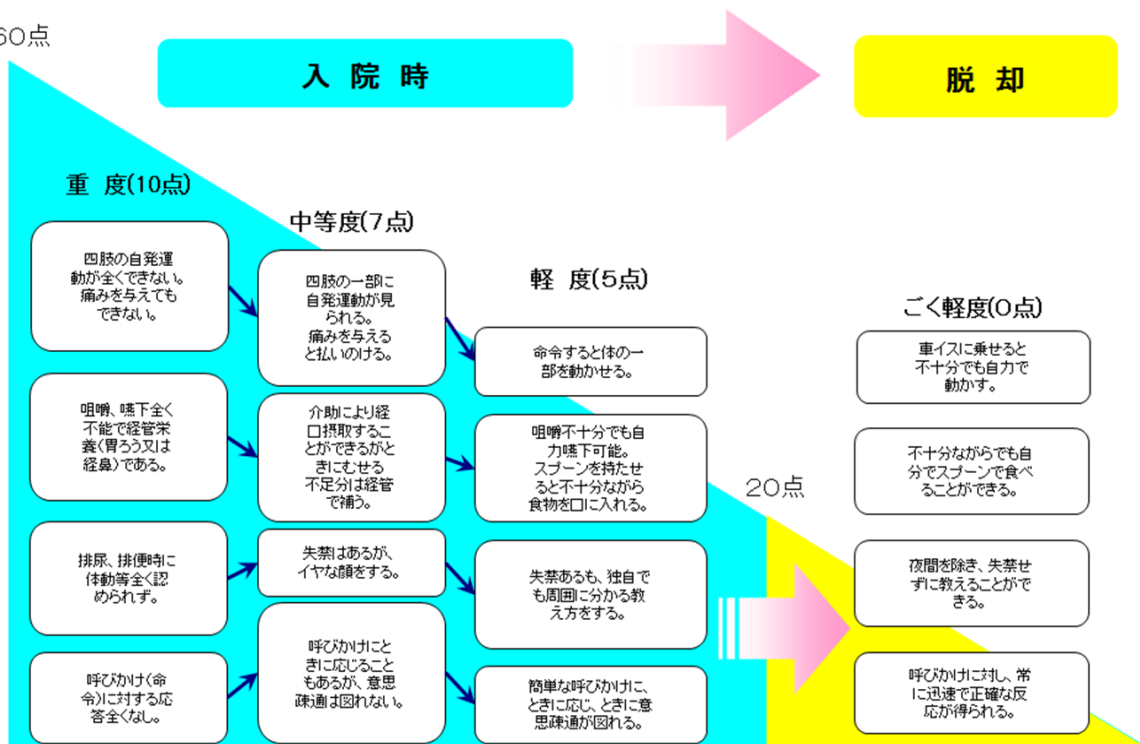
※「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、ナスバ療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準として、平成 17 年度より適用を開始したもの。

### ナスバスコア【遷延性意識障害度評価表】

症 状	現 症				
	重度 10点	高度 9点	中等度 7点	軽度 5点	ごく軽度 0点
1 運動機能	□四肢の自然運動はなし、痛み刺激で四肢の動きなし	□四肢の自発運動はあるが無目的、疼痛刺激に対し四肢の動きがみられる	□四肢に合目的性のある自発運動がみられる、疼痛刺激を払いのける	□命令に従い体の一部を動かせる	□自力で体位変換が可能、車いすに乗せると不十分でも自分で動かす
2 摂食機能	□咀嚼、嚥下全く不能で経管栄養（胃ろう又は経鼻）	□ほとんど経管栄養 □ツバを飲み込む動作又は咀嚼する動作あり □多少ならジュース、プリンなどの経口摂食の試みが可能	□咀嚼可、又は咀嚼はダメでも嚥下大略可能で、介助により経口摂取するがときにむせる □経口栄養の不足分は経管で補う	□自力嚥下可能、咀嚼不十分でもよい □全粥、キザミ食を全量介助にて摂取可 □スプーンを持たせると口に運ぶ動作あり、又は不十分ながら食物を口に入れる	□不十分ながらも自分でスプーンで食べる
3 排泄機能	□排尿、排便時に体動等全く認められず	□排尿、排便時、多少の体動等あり	□失禁はあるが、イヤな顔をする。又は体動が多いなどの合図あり	□規則的に排便、排尿をさせることにより、失禁を予防できる □失禁あるも、周囲にわかる(独自の)教え方をする	□夜間を除き、失禁せず教える
4 認知機能	□開眼しても瞬目反射なし	□開眼し瞬目反射あり □追視せず、焦点が定まらない	□声をかけた方を直視する □移動するものを追視する、テレビを凝視するが、内容を理解していないと思われる	□近視者を判別し、表情の変化がある □気に入った絵などを見て表情が変わる	□簡単な文字を讀む □数字がわかる □テレビを見てその内容に反応し、笑う
5 発声発語機能	□発声、発語全くなし □気切の場合でも口の動きもない	□発声（うめき声）等あるが発語なし □気切の場合、何らかの口の動きあり	□何らかの発語あるが全く意味不明 □呼名に、ときに不明瞭な返事がある □気切の場合、呼名に対する口に動きあり	□ときに意味のある発語あり □呼名に返事あり □気切の場合、検者の口真似をする	□簡単な問ひかけに言葉で応じることができる □気切の場合、口の動きが問ひかけの内容に合っている
6 口頭命令の理解	□呼びかけ(命令)に対する応答全くなし	□呼びかけに対し、体動、目の動きなどの何らかの反応あり	□呼びかけにときに応じる	□簡単な呼びかけに、ときに、ときに意思疎通が図れる	□呼びかけに対し、常に迅速で正確な反応が得られる

### 脱却までの推移

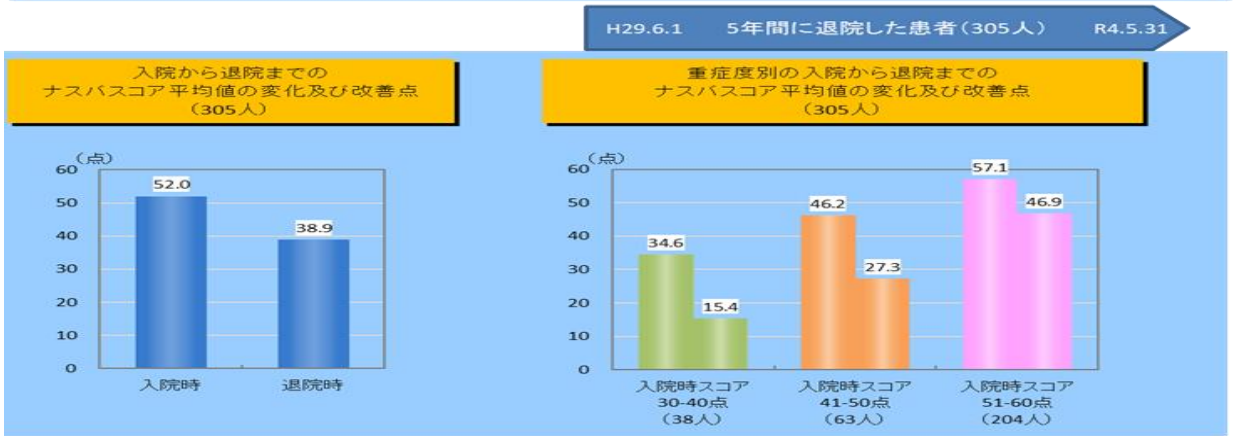
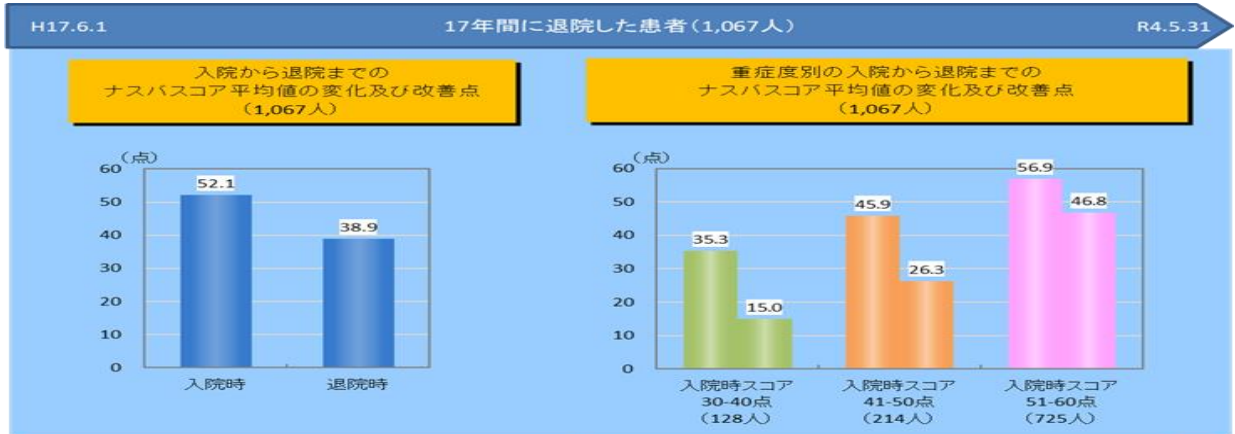
60点



0点

### ナスバスコア改善状況（重症度別）

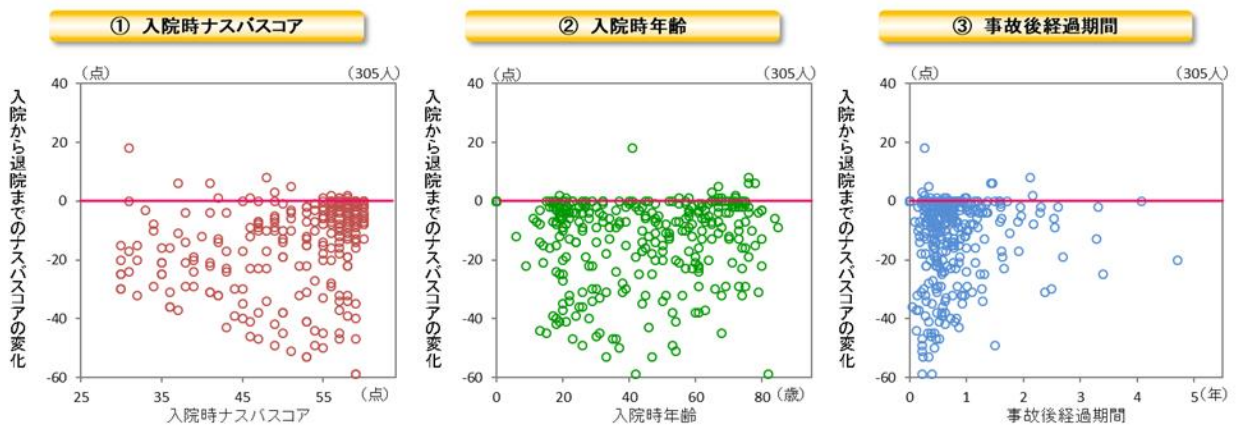
■入院時ナスバスコア別のスコア平均の変化（入院から退院まで）



※改善点とは、入院時点ナスバスコア平均値から退院時ナスバスコア平均値を引いた差分である。

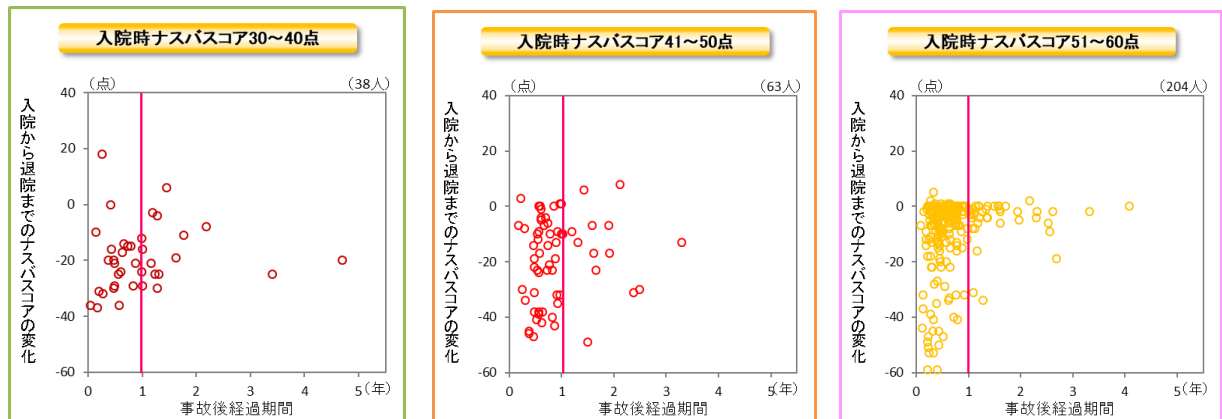
■スコアの変化と各種要因との関連（平成29年6月1日から令和4年5月31日までの5年間に退院した患者）

⇒患者の分布を検討すると、「入院時ナスバスコアが高くても改善している患者がいること」「入院時年齢が若いほど改善が良好であること」「入院時事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」が示されている。



■スコアの変化と入院時事故後経過期間との関連（平成29年6月1日から令和4年5月31日までの5年間に退院した患者）

⇒患者の分布を見ると、「いずれのグループにおいても、入院時事故後経過期間が短い場合には改善が良い」、「入院時ナスバスコアが高くても、事故後経過期間が短い場合には改善している患者がいること」などが示されている。



- 3) 療護施設機能一部委託病床では、令和4年7月に療護センター長等会議、9月に看護部長等会議、10月にリハビリ担当者会議、11月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議等を開催し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、きめ細かい質の高い治療・看護を実施。
- 4) 藤田医科大学病院に設置している「一貫症例研究型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、引き続き、適切な治療看護等により、遷延性意識障害者の早期改善を図るとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必須項目とする等、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を推進。
- 5) 待機期間の短縮を図るため、コロナ禍等の外的要因の影響を受けつつも、入院審査委員会の持ち回り開催を行うとともに、入院申込み患者の症状等の確認のための事前調査については、病院等への訪問に代わり、電話等で事前調査を行うことでも差し支えないようにするなど、弾力的な運用を引き続き実施することで待機期間を可能な限り短縮することに努めた。また、国が設置する「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書において、「関東地方の療護施設で生じている待機患者の解消に向けて、小規模委託病床を関東地方に新たに設置することを目指すべきである。」とされたことに基づき、北関東地区で初めての委託病床として、茨城リハビリテーション病院に委託し、令和5年3月から入院患者の受入を開始した。
- 6) 千葉療護センターの老朽化対策については、有識者や被害者団体等をメンバーとする「千葉療護センターの老朽化対策検討会」を開催し、千葉療護センターに入院している患者家族、介護料受給者、被害者団体からアンケートによる利用ニーズを調査し、そのうえで、利用者ニーズを踏まえた最適な機能強化案の検討を行った。
- 7) 療護施設における上記1)～4)によるこうした取組により治療効果を高めた結果、令和4年度における療護施設の退院患者にかかるナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差は11.4点であった。

## 自己評価とその根拠

療護施設における従来からのワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング及び高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療等きめ細かく質の高い治療・看護の実施及び治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行うと共に、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、コロナ禍等の外的要因に影響を受けつつも電話等による事前訪問調査といった弾力的な運用を引き続き実施して待機期間を可能な限りの短縮にも努めた。

また、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、引き続き、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取り組みが行われているほか、療護センターに蓄積された知見やノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携しながら共同研究を行うと共に、学会等の場において成果を発表するなど、人材育成や医療技術の開発、地域医療の充実等に寄与している。

関東地方の療護施設で生じている待機患者の解消を図るため、北関東地区で初めての委託病床として、茨城リハビリテーション病院に委託し、令和5年3月から入院患者の受入を開始した。

千葉療護センターの老朽化対策については、「千葉療護センターの老朽化対策検討会」を開催し、利用ニーズを調査し、最適な機能強化案の検討を行った。

こうした療護施設においてきめ細かく質の高い治療・看護等が提供されるとともに、高度先進医療機器を検査等において積極的に活用する等により、患者への安全・安心な医療環境の提供を行うことで、療護施設の退院患者にかかる入院時ナスバスコアの平均値から退院時ナスバスコアの平均値の差は11.4点であった。

ナスバスコアの差については、入院患者に係る事故の態様、脳の損傷部位、受傷時の年齢等の影響を大きく受けるものであるため、目標値に届かないものの、療護施設での治療・看護等従来からの取組を堅実、継続的に取り組むとともに、新たな取組を実施することで治療改善効果の向上のための取組が十分になされていることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。

## 課題と今後の対応

質の高い治療・看護を実施することはもちろんのこと「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書に基づき、以下に取り組む必要がある。

- 待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容体により療護施設へ搬送できない場合やコロナ禍等の外部要因に強く影響を受けるものであるが、個々の事例を把握・整理し、待機期間短縮に向けて継続的に取り組む。

千葉療護センターの老朽化対策については、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備するとともに、「リハビリの充実」等利用者ニーズを踏まえた機能強化を検討する必要がある。

## (2) 被害者援護業務

### 2) 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援

#### 中期目標

- ⑤ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図る。

また、退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めるとともに、療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れるとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討する。

#### 中期計画

- ⑥ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

- ⑦ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注5）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図るとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討します。

（注5）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職をいう。

#### 年度計画

- ⑦ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、短期入院協力病院等部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院（注6）において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。

（注6）「連携大学院」とは、大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つをいう。

- ⑧ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注7）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や主管支所及び支所とも連携した在宅介護に向けた支援等を行うほか、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図るとともに、千葉療護センターにおいて短期入院時のリハビリを試行します。

（注7）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職をいう。

## 評価の視点

- 学会の研究発表等を通じ、他の医療機関等への治療・看護技術の普及が積極的になされているか。
- 療護センターにおける短期入院の積極的な受入を含め、在宅介護者等や在宅介護に向けた支援が積極的になされているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

8) 療護施設で得られた知見・成果について、以下の取組により、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を実施した。

- ① 日本意識障害学会や各種学会（WEB開催を含む）、誌上等により、療護施設で得られた知見・成果について計58件の研究を発表。
- ② 短期入院協力病院の看護師等への研修として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて、千葉療護センターにおいて3病院4人、岡山療護センターにおいて6病院10人、中部療護センターにおいて3病院4人、合計12病院18人に対する実務研修を実施した。

短期入院協力病院等に対する実務研修プログラム

項目	内容
全体	<ul style="list-style-type: none"><li>・短期入院の流れ、入退院の方法</li><li>・1日の患者プログラム</li><li>・看護計画、看護記録の作成方法</li><li>・看護情報の収集と活用</li></ul>
療護センターの看護ケアの実習等	<ul style="list-style-type: none"><li>・口腔ケア、清潔ケアの仕方</li><li>・食事、排泄、体位変換の仕方、検温等</li><li>・介護器具、補助具等の使い方</li><li>・入浴の仕方</li></ul>
家族への対応等	<ul style="list-style-type: none"><li>・在宅介護者へのアドバイス</li><li>・負担の軽減方法、医療者との連携など</li><li>・家族ニーズの把握</li></ul>

- ③ 中部療護センターに開設した「連携大学院※」については、開設された平成21年度以降合計8人が入学し、4人が修了。令和4年7月に開催された第30回日本意識障害学会のほか誌上において研究成果を発表。

※ 中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、中部療護センターの運営委託先である「社会医療法人厚生会」及び「ナスバ」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。



9) 各療護施設のメディカルソーシャルワーカーが転院又は在宅介護を選択する際のアドバイスを出来るだけ早い段階で始め、転院先や在宅介護の方法の情報提供、相談等を令和4年度においては12,466件に対応するなど、退院後の円滑な療養生活に向けた支援を実施。

また、在宅移行後の療護センターへの短期入院の際に、患者家族に対して療護センターの看護師等が持つケア知識等の情報を提供。

さらに、ナスバホームページにおいて、在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した動画を引き続き掲載し、情報提供を積極的に行った。

10) 療護センターにおける短期入院については、千葉療護センターにおいて、短期入院空床状況をホームページに掲載する等利用者利便に配慮した積極的な受入を図った。

また、千葉療護センターにおいて、短期入院時におけるリハビリを試行的に実施した。

### **自己評価とその根拠**

日本意識障害学会や各種学会（WEB開催を含む）、誌上等により、療護施設で得られた知見・成果について計60件の研究を発表することができた。また、短期入院協力病院等の看護師等への研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて行うなど、積極的に他の医療機関等への普及促進を図っている。そのほか、メディカルソーシャルワーカーによる退院後の円滑な療養生活に向けた支援や看護師等による在宅介護者への支援等にも積極的に取り組んでいることから、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

引き続き、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進及び在宅介護者等への支援を積極的に行う。また、療護センターにおける短期入院について、既存病院の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して受け入れるとともに、千葉療護センターにおいて短期入院時のリハビリを試行的に実施し、症例を積み上げ、問題点等を整理し本格実施に向けて進めていく。

## (2) 被害者援護業務

### 3) 介護料の支給等

#### 中期目標

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、受給者等のニーズに沿った形での訪問支援実施のため、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、その対応の中で明らかになった課題などを検証し必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有等を通じて、訪問支援の質の向上及び効率化を図り、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70%以上を維持し、当年度の介護料受給資格新規認定者（以下「新規認定者」という。）に対しては100%とする。

#### 【重要度：高】

介護料制度は、被害者救済政策上の見地から、自動車事故における被害者の自賠責保険制度による保険金等だけでは十分にカバーされない日々の介護に要する費用を補い、在宅介護を受ける自動車事故の被害者保護の増進を図るためのものであり、被害者援護業務の根幹となっている。これを土台として、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、孤立しがちな被害者やその家族の精神的支柱となる訪問支援について、従来の対面による実施に加え、リモート化による対応など介護料受給者の精神的支援の一層の充実を図ることが大変重要となるため。

#### 【困難度：高】

介護料受給資格者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。

- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。

- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給資格者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とする。

#### 【指標】

- ・調査票回収率（平成29年度から令和2年度までの平均回収率45.7%）

#### 中期計画

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。あわせて、被害者救済を充実させること及び介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。

また、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、相談対応や情報提供を目的とする訪問支援の質の維持・向上に努めます。

なお、毎年度の訪問支援実施割合については、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70%以上を維持するとともに、当年度の介護料受給資格者（以下「新規認定者」という。）に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。

- ② 国と連携しつつ、介護料受給資格者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への的確に情報提供します。

また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。

- ③ 介護料受給資格者等の相互間の情報交換や交流のために介護料受給者等が参加する交流会を毎年度全支所において1回以上開催します。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行います。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とします。

## 年度計画

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。

また、介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を70%以上とし、新規認定者に対する訪問支援を100%実施して被害者救済を充実させます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用、訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、介護不安の低減など各々に適した対応を行うことにより、訪問支援の質の維持・向上に努めます。

- ② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を行います。

また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院等、療養施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進と円滑運用を図ります。

さらに、協力病院等への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口への連絡等により、受入環境を把握した上で、介護料受給者等に情報提供を行うとともに、介護料受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、介護料受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施します。

加えて、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、介護料受給者等のニーズ等を整理分析し、

短期入院・入所の効果的な推進に努めます。

- ③ 療養施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして、交流会への参画等の協力を求め、介護料受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた介護料受給者等の支援を実施することとし、当該交流会を全支所年1回以上開催します。

また、介護者なき後（親なき後）を見据えた日常生活支援の充実を図るための制度情報や施設情報等の国が実施した施策について、ホームページや機関誌の活用等効果的に提供します。

さらに、介護料受給者等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

- ④ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、介護料受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（令和4年度）について、4.39以上とします。

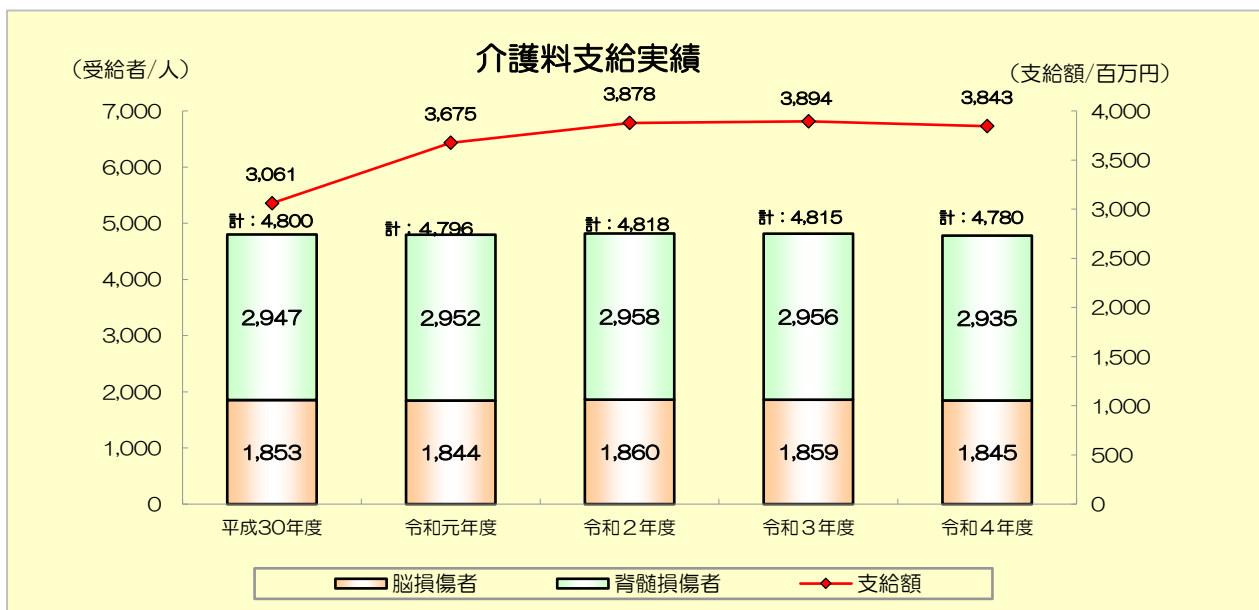
### 評価の視点

重度後遺障害者及びその家族等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。

### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

#### 1) 介護料の支給

障害の程度、介護の状況等に応じ4,780人に対し、介護料3,843百万円を支給した。



※ 令和元年度及び令和2年度は、労災保険介護（補償）給付額を参考に介護料支給額を改定している。

### 介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特I種	I種のうち「最重度」と認められた者	85,310円～211,530円/月
常時要介護	I種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	72,990円～166,950円/月
随時要介護	II種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	36,500円～83,480円/月

## 2) 訪問支援の充実・強化

受給者の自宅等を訪問し介護に関する相談・要望を的確に把握するとともに、協力病院等が提供できるサービス内容や患者の受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報提供を行う訪問支援の充実・強化を図った。

具体的には、昨年度に引き続き、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）の有効活用のほか、受給者支援業務システムを利用した訪問支援結果の整理・分析や情報共有等を効率的に実施するとともに、情報端末を活用しつつ、地方公共団体等との連携を図り情報収集を行い、ニーズに応じた相談支援機能の強化を図り、受給者等への情報提供を充実させた。

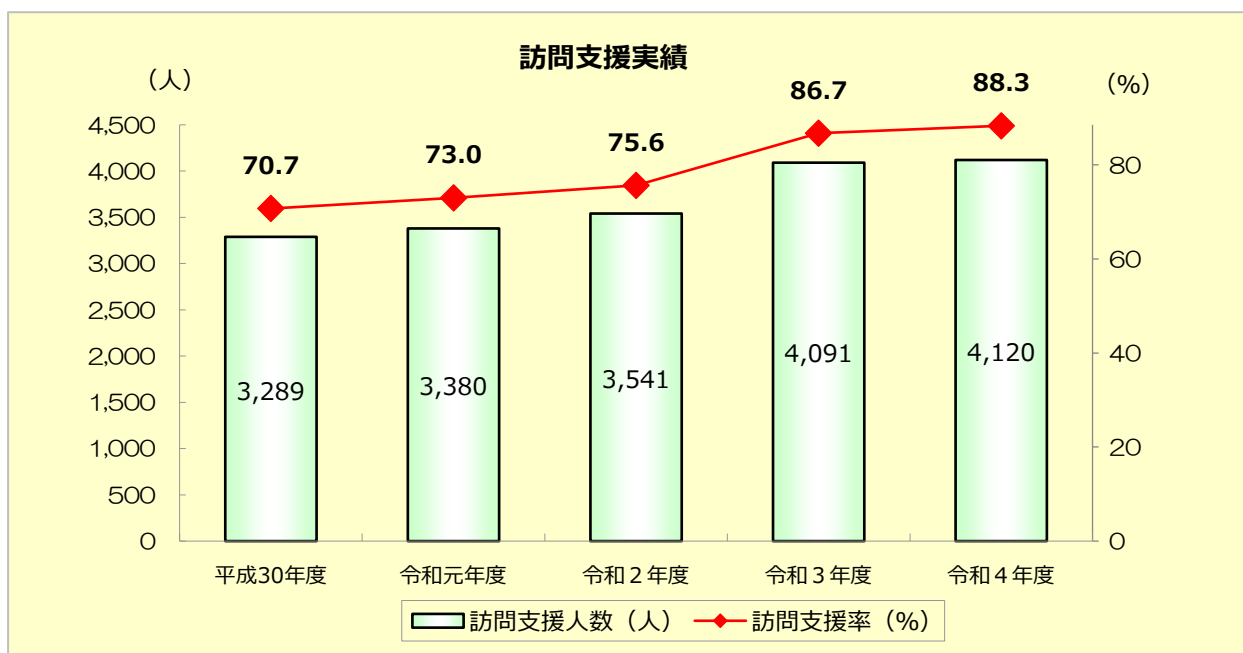
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、対面による訪問支援や令和4年度からのリモート方式による訪問支援を本格的に実施し、継続的な被害者支援に取り組んだ。その結果、対面とリモート方式との併用により、感染リスクを回避しつつ、切れ目のない訪問支援が実施できたことにより、令和4年度は4,120人（対面：70.2%、リモート方式：29.8%）に対して訪問支援を実施し、令和3年度末の介護料受給資格者数（4,666人）に対する割合については、コロナ禍の中、訪問支援を開始した平成19年度以降で最高となる88.3%であった。

なお、新規認定者に対する訪問支援は、昨年度を上回る100%（令和4年度新規認定者数120人中120人）の訪問支援実施率となった。

さらに、訪問支援の結果については、協力病院等や被害者団体等との意見交換の場においても活用し、より効果的な訪問支援の推進を図った。

【訪問後の受給者等の感想】（出典：令和4年度介護料支給業務の評価度に関するアンケート調査報告書）

- ・何回か参加させて頂いているうちに話やすくなった方や同じような悩みをもっている方と話をすることができて、またこれからもがんばれと元気もらいました。
- ・介護料受給者交流会への参加によって、新しい知人ができ、相談等できるようになり良かった。
- ・同じ障害の介護をしている方と共通の問題について、今後活かせる話し合いができて良かった。
- ・なかなかお会いできない人達とモニターでもお会いできて良かったです。

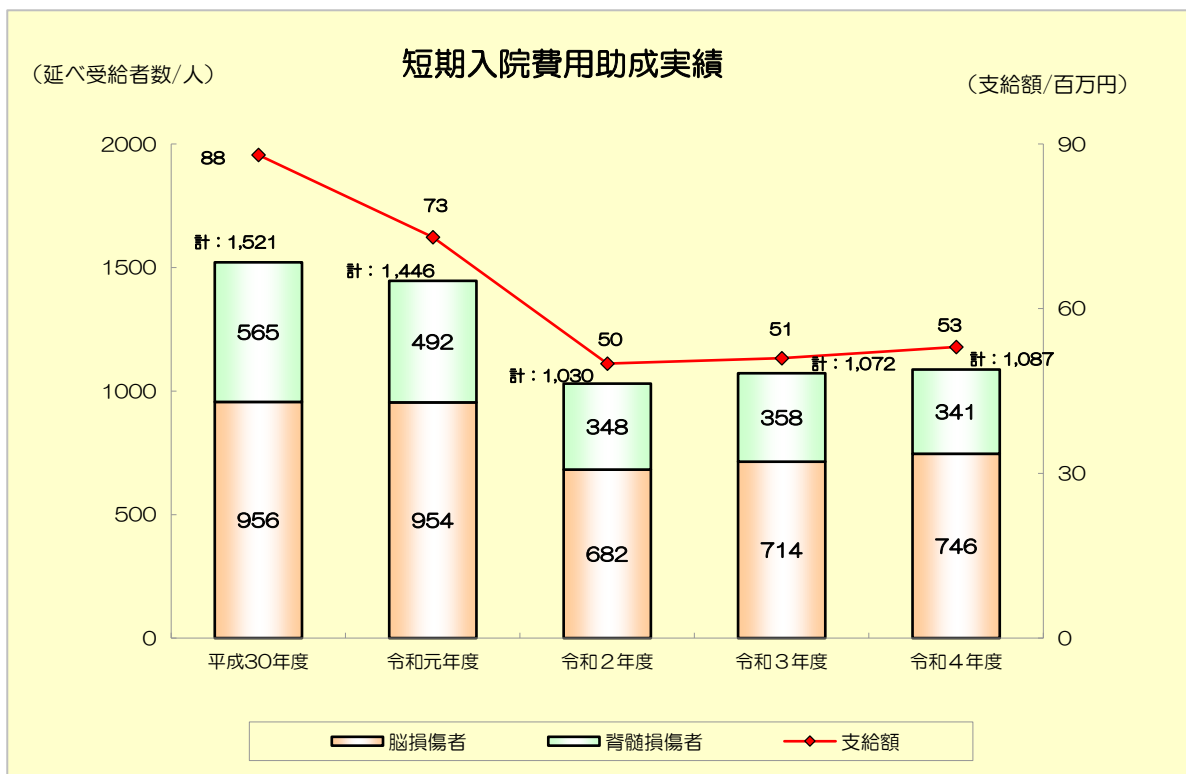


### 3) 被害者援護に係る情報発信

- ・機関誌「ほほえみ」を年4回発行し介護料受給者を対象に配布。特集記事として、リハビリ目的での短期入院について、30日まで利用できること及び介護料請求関係書類のデジタル化を開始する旨を事前周知するなど、受給者等へ有益な記事を掲載。

### 4) 短期入院・入所費用の助成

受給者及び介護者のニーズが高い短期入院・入所の利用を促進するため、1,087人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として53百万円の費用を助成した。



### 5) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進

協力病院等への短期入院等の利用促進を図るため、各主管支所の主催により国土交通省、協力病院等、ナスバ本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会（協力病院等意見交換会）を開催し、情報共有や事例検討等による利用促進に向けた意見交換を行った。

なお、コロナ禍における感染リスク回避のため、全ての主管支所でWEBを活用した意見交換会を実施した。

また、全国の協力病院等への訪問や協力病院等での交流会の開催等を通じて、患者の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報を訪問支援等の際に受給者等に案内した。

他方、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取組を行うとともに、受給者等及び協力病院等からの利用前の相談対応や利用後のフォローアップを実施することで、協力病院等の利用促進を図った。

#### 【協力病院等意見交換会での主な報告・意見等】

##### （協力病院等からの報告・意見等）

- はじめてご利用になられる方については、お試し入院をしていただき、双方問題がなければ、短期入院を実施している。
- 主な利用者がレスパイト入院であるため、日数を要するリハビリ目的での入院を受け入れると、レスパイト入院を利用できる日数が減ってしまうという課題がある。
- コロナ禍のため、受入れや問い合わせが増えていない状況の中、ナスバの介護料受給者等交流会（WEB）に参加した際に、対象となられる方がいたので、これからも連携していきたい。

##### （被害者団体からの意見等）

- ナスバには、受給者やご家族の方のニーズを吸い上げ、病院・施設との情報共有をしてもらうことが大事である。
- 短期入院・入所を引き受けていただける病院・施設を探すのが難しいことやコロナ禍のため家族も入室できないことなどの課題がありますが、交流会が医療現場の御一考の切っ掛けになれば良いと考えている。

#### 6) 受給者等の交流会の開催等

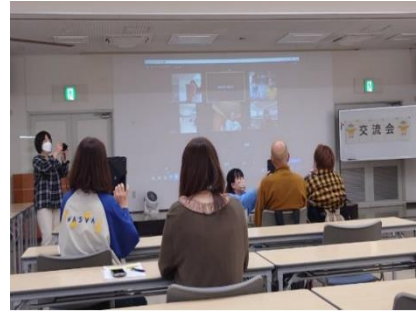
同じ境遇にある各ご家庭・受給者等の交流の場とするため、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を全国各支所で延べ 53 回開催した。

なお、コロナの感染リスク対策を行った上で、WEB を活用した交流会（35 回）、集合型の交流会（13 回）、WEB 及び集合型併用の交流会（5 回）を開催した。交流会の場においては、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て介護料制度の説明、災害対策や成年後見制度を中心とした「介護者なき後の問題」に関する勉強会等を開催した。そのほか、協力病院等の短期入院・入所に係る情報提供を行った。

また、仙台主管支所管内においては、オンラインでケニアナイロビ国立公園サファリライブツアーを開催し、その他の支所においてもコロナ禍での過ごし方をテーマにした意見交換など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で外出自粛を余儀なくされている受給者等の心のケアを考慮した新しい交流会を開催した。

#### 【交流会に出席した受給者等の感想】

- 何回か参加させて頂いているうちに話しやすくなった方や同じような悩みをもっている方と話をすることができて、またこれからはがんばれると元気をもらいました。
- 交流会に参加したことによって、新しい知人ができ、相談等ができて良かったです。
- 同じ障害の介護をしている方々と共通の問題を話し、今後活かせるので参加して良かったです。
- なかなかお会いできない人達とモニター越しでもお会いできて良かったです。



〔交流会の様子〕

#### 7) 介護者なき後（親なき後）を見据えた日常生活の充実を図るための情報提供

被害者団体、自動車ユーザー団体、有識者、国土交通省及びナスバで構成する被害者保護増進等事業に関する検討会（国土交通省主催）等において、介護者なき後（親なき後）への対応について検討を行うとともに、国土交通省と連携し、ナスバホームページにおいて介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報を提供した。

#### 8) 介護支援効果に関する評価度

介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.39を上回る4.44の評価（評価度4以上の回答が86.2%、評価度2以下の回答が2.4%）を得た。

アンケート調査では、以下の項目について調査し、一番高い評価が得られた「在宅介護相談員による電話相談等の対応内容」の項目については、「親切・丁寧でわかりやすい対応であった」という声を多く頂いた。また、二番目に高い評価が得られた「訪問支援を受けたときの対応」の項目においても、「親身・親切・丁寧でわかりやすい対応であった」という声を多く頂いた。

##### 【調査項目】

- 在宅介護相談員による電話相談等の対応内容（4.51）
- 訪問支援を受けたときの対応（4.50）
- 機関誌「ほほえみ」の紙面の分かりやすさ（4.47）
- 介護料受給者交流会に参加しての満足度（4.26）

##### 【調査の概要】

- 調査期間：令和5年2月
- 調査対象：令和4年12月現在の介護料受給者
- 調査数：4,644世帯
- 回収数：2,539件（54.7%）



## **自己評価とその根拠**

介護料の適切な支給を行ったことをはじめ、訪問支援については、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用するとともに、受給者支援業務システムを活用した業務の効率化や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としてリモート方式による訪問支援の本格実施等により、目標を大きく上回る訪問支援を実施し、かつ訪問支援を開始した平成 19 年度以降最高となる訪問支援率になったほか、短期入院等の利用促進や交流会実施等についても確実に取り組んでいる。

また、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題に関する情報など必要な情報の提供も継続して実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しA評価とするものである。

## **課題と今後の対応**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、対面による訪問支援や令和 3 年度からのリモート方式による訪問支援を本格実施した結果、対面とリモート方式との併用により、感染リスクの回避を図りつつ、切れ目のない訪問支援が実施できたこと。併せて、日程調整の容易さや経費削減等の効果が得られ、受給者等及びナ斯巴双方にメリットがあることが確認できたことから、令和5年度も引き続き運用することとする。

また、引き続き介護する家族等への相談対応や必要な情報の提供をはじめ、被害者ニーズに即したより効果的な訪問支援を実施することとする。

## (2) 被害者援護業務

### 4) 自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等

#### 中期目標

- ① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体との交流をさらに進めるとともに、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実に取り組む。

また、相談対応及び情報提供の充実のため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め、全支所への配置を目指し、中期目標期間の最終年度までに令和2年度末全職員の50%以上とする。

#### 【指標】

- ・各支所の管轄する地域の自動車事故被害者及びその家族、遺族を構成する団体との交流実施件数
- ② 自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な相談対応及び情報提供を的確に行う。

#### 【指標】

- ・ホットラインの相談件数（平成29年度から令和2年度までの平均相談件数：2,151件）
- ・在宅介護相談窓口における相談件数（平成29年度から令和2年度までの平均相談件数：1,115件）
- ③ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図るための検討を進める。

#### 中期計画

- ① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実に取り組みます。

また、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め全支所への配置を目指し、被害者支援専門員養成研修の修了者を令和2年度末全職員の50%以上とします。

- ② 自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を的確に行います。
- ③ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図るための検討を進めます。

#### 年度計画

- ① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、全支所において、これらの者を構成する団体との交流をさらに進めます。

あわせて、全支所において、訪問等により地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り情報収集を行い、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実に取り組みます。

また、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め全支所への配置を目指し、被害者支援専門員養成研修の修了者（令和4年度）を令和2年度末全職員数の27%以上とします。

- ② 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を情報提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行います。  
また、主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等に連絡し安否の確認を行います。
- ③ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図るための検討を進めます。

### 評価の視点

- ・自動車事故被害者等のニーズに応じた相談支援・情報提供がなされているか。
- ・国と連携した調査研究事業への協力・検討が進められていたか。

### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体と主管支所長等所属長との意見交換や勉強会への参加など、全国各支所において、延べ131回実施した。

また、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実のため、全支所において、訪問等により地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図った。

- 2) コーディネーター（被害者支援専門員）の養成

被害者援護業務のうち専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーターを養成するための研修を実施し、研修修了者は令和2年度末全職員数（338人）の28.7%（97人）に達した。

#### 【コーディネーター養成研修の開催実績】

- ・座学：令和4年8月9日～10日・10月5日～6日（本部） 46人

さらに、令和4年3月からは、上記コーディネーターのうち自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るため、より専門的かつ高度な知識を有するⅡ種コーディネーターの養成を開始しており、脳損や脊髄損傷による後遺障害の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、千葉療護センターにおいて、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得のための実技研修や本部において座学研修を実施した。

#### 【Ⅱ種コーディネーター養成研修の開催実績】

- ・実技：令和4年11月14日～18日（千葉療護） 4人
- ・座学：令和5年1月31日（本部） 24人

- 3) 交通事故ホットラインにおいて、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、受付件数1,166件、相談窓口紹介先件数は1,174件の総合的な情報提供を行った。

#### 4) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施

- ・各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、療護施設等と連携して989件の相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を実施した。

主な相談内容は「体調に関する問合せ」、「ナスバの制度や取組」等

#### 5) 災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給資格者等の安否を適切に行うために緊急連絡先を把握するとともに、令和4年8月の新潟県・山形県の大雨、同年9月の台風14号の影響による鹿児島県・宮崎県の大雨において、その地域の介護料受給資格者等に連絡し安否の確認を行った。

#### 6) 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図るための検討を行い、療護施設に係る委託基準（実施主体、設置地域、効果検証の方法や受託病院に求める基準等）の策定を行った。

### **自己評価とその根拠**

自動車事故被害者等を構成する団体と主管支所長等所属長との意見交換や勉強会への参加により交流を進め、自動車事故被害者等の置かれている状況に対する理解を深めた。

また、訪問等により地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り情報収集を行うなどにより、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図ったほか、自動車事故被害者への情報提供の充実に取り組みむとともに、自動車事故被害者への情報提供の充実を図った。

さらに、相談対応及び情報提供の充実を図るため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の全支所への配置を目指し、研修等により養成をさらに進めた。

自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を的確に行った。

主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等に連絡し安否の確認を行った。

国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受け入れる環境整備を図るための検討を行い、療護施設に係る委託基準策定を行うなど、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

引き続き、自動車事故被害者等を構成する団体との交流を進め、自動車事故被害者等の置かれている状況に対する理解をさらに深める。

また、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実に取り組みむため、訪問等により地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り情報収集を行うなどにより、自動車事故被害者への情報提供の充実を図る。

専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の全支所への配置を目指

し、研修等により養成をさらに進め、相談対応及び情報提供の充実を図る。

主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等に連絡し安否の確認を行う。

国土交通省の調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、入院手続きや公募手続き等の詳細について検討を進める。

## (2) 被害者援護業務

### 5) 貸付・精神的な支援の実施

#### 中期目標

- ① 交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同士との交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。  
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とする。
- ② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.61 以上とする。

#### 【指標】

- ・調査票回収率（平成29年度から令和2年度までの平均回収率：32.3%）

#### 中期計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。
- ② 健全な育成に資するよう、交通遺児等のニーズを把握し、必要に応じて見直しを図り、交通遺児家族等同士との交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的、かつ効率的に実施します。  
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、会員の存在する支所において年2回以上とします。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.61 以上とします。

#### 年度計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、交通遺児等の健全な育成を図るための経済的支援を実施します。
- ② 家族等同士との交流を促進するための友の会の集い及び保護者交流会を効果的に行うなどにより、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を実施します。  
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数については、会員の存在する支所において年2回以上、友の会全体の交流会を集い形式で実施するとともに、集いの中で保護者のための交流会を別途開催することとします。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（令和5年度）について、4.61 以上とします。

#### 評価の視点

精神的支援が効果的に実施されているか。

#### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 交通遺児等 34 人に対し、6.4 百万円の無利子貸付を実施した。
- 2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。  
(友の会の集い)
  - ・被害者家族同士との交流の場として「友の会の集い」を実施。全国各支所において 522 人が参加した。
  - ・保護者同士で育児や生活など共通の話題を持ち寄って意見交換を行う場として「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、延べ 135 回実施した。なお、新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用、手洗い手指消毒を励行し換気を十分行うなどの対策を講じたうえで、被害者家

族同士の交流の場を継続して提供することにより、コロナ禍でさらに必要とされている精神的支援を実施した。

(友の会コンテスト)

- ・令和4年度は「書道コンテスト」を実施。友の会会員 297 人の応募の中から受賞者 85 人を決定し、各支所において表彰式を開催した。

3) 交通遺児等に対する精神的支援に関する評価度

令和4年度については、WEB を活用して交通遺児友の会会員に対するアンケート調査（5段階評価）を実施し、その結果、目標値の 4.61 以上を上回る 4.71 の評価を得た。

【調査の概要】

- ・調査期間：令和5年2月
- ・調査対象：交通遺児友の会会員世帯（536 世帯）
- ・回収数：252 通（回収率：47.0%）

[ナスバ主催による各種行事]



[友の会の集い]



[保護者交流会]



[令和4年度 友の会書道コンテスト：【最優秀賞作品】：『恵』]

〔各企業等の協力を得て実施した各種行事〕

企業・団体からの支援により、新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用などの対策を講じたうえで、延べ106名の友の会会員をスポーツ観戦や観劇等に招待していただくことにより、同じ境遇者同士が時間を共有することでコミュニケーションが図られ、精神的支援の充実につながった。

〔株式会社アルビレックス新潟様より

「アルビレックス新潟 VS 大宮アルディージャ」（サッカー）〕



〔エネクスフリース株式会社様より

「大阪エヴェッサ試合観戦」（バスケットボール）〕



〔中日ドラゴンズ 柳裕也様より

【YUYA'S INVITATION PROJECT】（プロ野球観戦）〕



## 自己評価とその根拠

友の会の集い、保護者交流会、友の会コンテストなどナスバならではの精神的支援を着実に実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

## 課題と今後の対応

引き続き、友の会の集いや保護者交流会などを効果的に実施し、交通遺児等への精神的支援を強化する。

また、利用者等のニーズの把握に努め、引き続きその支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討する。

なお、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況に注意を払いながら実施することとする。



## (2) 被害者援護業務

### 6) 債権管理・回収の強化

#### 中期目標

- ④ 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率 90%以上を確保する。  
あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。

#### 中期計画

- ④ 適時適切な債権管理を行うために、早期の折衝や返還義務の周知徹底などを的確に実施し、債権保全・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図ります。  
⑤ 適切な債権保全・回収を行うことにより、回収率 90%以上を確保します。

#### 年度計画

- ④ 令和 3 年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標(債務者折衝率)を設定し、早期の折衝や返還義務の周知徹底を実施します。また、適時適切な債権管理を行うために必要に応じて、債権管理規程等を見直し、債権管理・回収を一層強化するとともにコスト削減を図ります。  
⑤ 債権管理規程等に基づき、法的措置を含め適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率 90%以上を確保します。

#### 評価の視点

貸付債権の適正な管理を行い、回収率90%以上を確保するために各主管支所や貸付利用者へ周知徹底を行っているか。

#### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- ・債権回収率：92.8%

回収予定額 (A) ※1	回収額 (B) ※2	回収率 (B÷A)
295.1 億円	273.9 億円	92.8%

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額(請求総額)

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額

「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている

- ・債権管理規程に基づき、債権を分類して貸付債権を管理し、債権分類に基づき目標折衝率を定め、早期折衝を行った。また、早期折衝をするように各主管支所へ被害者援護業務実施基準等を作成し周知を図った。

	要折衝債務者数※1	実施債務者数	折衝率※2
一般債権	137 人	145 人	105.8%
貸倒懸念債権	3,847 人	2,921 人	75.9%

※1 要折衝債務者数は各債権分類の債権で、返還の滞納により未納額が計上されている債権。

※2 一般債権は 80%以上、貸倒懸念債権は 65%以上と目標を設定している。なお、年度途中で未納金が計上された場合に新たな折衝の対象となり、それら債務者に対しても折衝する

ことから、折衝率が100%を超えることがある。

- ・貸付利用者が成年年齢に達したときに返還義務を周知するため返還総額等を通知した。

(別紙1)

**通知例 (返還中の者用)**

※各債務者の返還状況等に応じて適宜内容を修正して使用すること。

自対機□□□□第□号  
令和□□年□□月□日

〇〇 〇〇 様

独立行政法人自動車事故対策機構  
〇〇支所長

交通遺児等生活資金貸付の返還について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
当機構は、国土交通省の所管法人で、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づき、義務教育終了前の児童へ生活資金を貸付（無利子貸付）し、義務教育終了後（上級学校進学者は同校を卒業後）20年間で返還して頂く交通遺児等生活資金貸付を実施しております。  
当機構は、親権者であった〇〇 〇〇様（以下、貸付申込者という）からの申込を受け、〇〇 〇〇様に対し、交通遺児等生活資金貸付を行いました。貸付金及び返還金の詳細は下記の通りです。

記

・貸付期間	平成〇〇年〇月～平成〇〇年3月
・貸付金額	〇〇〇円
・返還期間	令和〇年〇月～令和〇年〇月
・返還方法	〇〇
・金額	1回目〇〇〇円、2回目以降〇〇〇円
・返還済額	〇〇〇円（令和〇年〇月現在）

本件に關しまして、不明な点がございましたら、貸付申込者様に確認して頂くとともに、直接、下記連絡先までお尋ねください。また、返還等に関するお問い合わせは、お早めにご相談ください。  
なお、本通知は成年に達した皆様に送付しております。

支所連絡先  
担当者名

[返還通知書 (返還中を開始している者向け)]

(別紙2)

**通知例 (猶予中の者用)**

※各債務者の返還状況等に応じて適宜内容を修正して使用すること。

自対機□□□□第□号  
令和□□年□□月□日

〇〇 〇〇 様

独立行政法人自動車事故対策機構  
〇〇支所長

交通遺児等生活資金貸付の返還について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
当機構は、国土交通省の所管法人で、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づき、義務教育終了前の児童へ生活資金を貸付（無利子貸付）し、義務教育終了後（上級学校進学者は同校を卒業後）20年間で返還して頂く交通遺児等生活資金貸付を実施しております。  
当機構は、親権者であった〇〇 〇〇様（以下、貸付申込者という）からの申込を受け、〇〇 〇〇様に対し、交通遺児等生活資金貸付を行いました。貸付金の詳細は下記のとおりです。

記

・貸付期間	平成〇〇年〇月～平成〇〇年3月
・貸付金額	〇〇〇円
・返還猶予期間	令和〇年〇月～令和〇年〇月

本件に關しまして、不明な点がございましたら、貸付申込者様に確認して頂くとともに、直接、下記連絡先までお尋ねください。また、返還等に関するお問い合わせは、お早めにご相談ください。  
なお、本通知は成年に達した皆様に送付しております。

支所連絡先  
担当者名

[返還通知書 (返還猶予者向け)]

## 自己評価とその根拠

債権管理規程に基づき、適正に管理が行われたこと、各主管支所による早期の折衝が行われたことなど、債権管理・回収の一層の強化に取り組んでいることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

## 課題と今後の対応

適切な債権管理や回収率の維持・向上について、引き続き、効果的・効率的な取組を検討する。

### (3) 自動車アセスメント業務

#### 1) 効率的・効果的な試験・評価の実施

##### 中期目標

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ（以下「ロードマップ」という。）に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性能について試験及び評価を行うとともに、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価に取り組む。
- ② 消費者の立場、被害者の立場に立った機構ならではの取組となるように努め、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のため、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護の評価方法の策定のための検討を行う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。

【重要度：高】

高齢運転者による死亡事故が相次いで発生している中、第 11 次交通安全基本計画（令和 3 年 3 月 29 日決定）において令和 7 年までに世界一安全な道路の実現を目指し、24 時間死者数を 2,000 人以下、重傷者数を 22,000 以下にするとの目標達成のために先進技術導入への対応が特に注視すべき事項とされている。そのため、近年の自動車の安全技術の進展・多様化にあわせて、自動車アセスメントの実施により自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車市場で選択されやすい環境を整え、より安全な自動車の普及拡大及び自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する必要があるため。

- ③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において 80%以上とする。

【難易度：高】

評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

##### 中期計画

- ① 公正な自動車アセスメント情報提供業務を効率的かつ効果的に実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。  
特に、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価を実施します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護などの評価方法の策定のための検討を行います。  
また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。
- ③ 以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施す

るとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上となるようにします。

#### **年度計画**

- ① 国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、効率的かつ効果的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるようにするとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。  
特に、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価を実施します
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメントの充実のためのロードマップに基づき、以下の取組を実施します。また、以下の取組を効率的に実施するため、海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。
  - ア 令和5年度以降の導入が見込まれる歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置について、評価のための検討を行います。
  - イ 令和6年度以降の導入が見込まれる交差点における被害軽減ブレーキについて、評価のための検討を行います。
  - ウ 令和6年度以降の導入が見込まれる前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護について、評価のための検討を行います。
  - エ 令和6年度以降の導入が見込まれる先進的脚部インパクト（aPLI：advanced Pedestrian Legform Impactor）を使用した歩行者脚部保護について、評価のための検討を行います。
- ③ 自動車アセスメントについて、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（令和4年度）を80%以上となるようにします。

#### **評価の視点**

- ・ユーザーがより安全な車を選択できるようになっているか。
- ・自動車メーカーによる安全な車の開発が促進されているか。
- ・自動車アセスメントのロードマップに基づく取組を行っているか。
- ・海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を行っているか。
- ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率が80%以上になっているか。

#### **当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報**

1) 自動車アセスメントについて、これまで衝突安全性能と予防安全性能等で個別の評価となっていたものを統合した新たな評価「自動車安全性能」を令和2年度より導入しており、5段階評価や総得点により自動車の安全性能の評価結果をわかりやすく自動車ユーザー等に伝えている。

令和4年度においては、新たに自転車対応の「被害軽減ブレーキ」の評価を導入し、自動車13車種、チャイルドシート4製品について試験を行い、安全性能の評価の実施、結果の公表により、ユーザーがより安全な自動車等を選択できるようにした。

## 評価項目

### 衝突安全性能評価

乗員	フルラップ前面衝突	
	オフセット前面衝突	
	側面衝突	
	後面衝突頸部保護	
	シートベルト着用警報 (助手席・後席)	
歩行者	頭部保護	
	脚部保護	

### 予防安全性能評価

被害軽減 ブレーキ	対車両		
	対歩行者	昼間	
		夜間 (街灯あり/なし)	
対自転車			
車線逸脱抑制			
後方視界情報			
高機能前照灯			
ペダル踏み間違い時加速抑制			

### 事故後

事故自動緊急通報装置

## 評価結果

**トヨタ**

**ヴォクシー / ノア**






**総合評価**

★★★★★ (2022年度)

**93%**

0  100

(186.44 / 199点)



**衝突安全**

**Aランク**

87% (87.44 / 100点)

**予防安全**

**Aランク**


100% (91.00 / 91点)

**事故自動緊急通報装置**

**先進型**

100% (8 / 8点)

試験映像は  
こちらから



## 2) 自動車安全性能評価結果

- 令和4年度の評価を表す自動車安全性能2022においては、最高評価であるファイブスター賞を7車種が獲得した。ファイブスター賞の平均評価得点数は199点満点中約184点と高いレベルが示された。また、令和4年度のファイブスター賞該当車種のうち最高得点のものをファイブスター大賞として表彰することとするなど、メーカーにより安全な自動車の開発を促す取組を行った。

ファイブスター賞受賞車両

ブランド名	受賞車種
トヨタ	ヴォクシー/ノア、bZ4X、シエンタ、カローラクロス
ホンダ	ステップ ワゴン
日産	サクラ
スバル	ソルテラ
三菱	eKクロス EV

※bZ4X（トヨタ）とソルテラ（スバル）は1車種にカウント。

ファイブスター賞の平均評価得点推移

年度	5★賞 平均評価 得点	最高評価得点（車種）	5★賞 受賞車種数
平成30年度	88.9	96.5（スバル：フォレスター、 トヨタ：クラウン）	8車種
令和元年度	87.4	88.9（トヨタ：RAV4）	8車種
令和2年度	177.30	186.91（スバル：レヴォーグ）	6車種
令和3年度	175.45	185.02（スバル：レガシィ アウトバック）	9車種
令和4年度	184.07	186.44（トヨタ：ヴォクシー/ノア）	7車種

※令和元年度までは、ファイブスター賞は衝突安全性能評価のみ。

- 以上により、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進された。

## 3) 充実のための取組・情報共有

- 歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置について、評価方法を策定するための検討及び令和5年度からの評価開始に向けた検討を行った。
- 交差点対応の「被害軽減ブレーキ」について、評価方法を策定するための検討を行った。
- 前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護について、評価方法を策定するための検討を行った。
- 先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護について、評価方法を策定するための検討を行った。
- 海外のアセスメント関係機関等との情報交換を行うことに加え、会議開催に向けた調整を進

め、海外のアセスメント関係機関との合同会議の開催（令和5年4月）につなげた。

4) 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（※）は、81.9%となった。

※年間新車販売台数のうち、自動車アセスメント評価実施車種の販売台数の占める割合

#### **自己評価とその根拠**

- 多くの車種について効率的かつ公正な試験・評価に取組、自動車安全性能評価においては、引き続き高い得点で推移しており、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上が表れている。
- 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は達成できた。  
以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

#### **課題と今後の対応**

- 自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に向け、引き続き効果的な方策について検討を行う。
- 交差点における出会い頭事故に対応した「被害軽減ブレーキ」等について、評価導入のための検討を行う。

### (3) 自動車アセスメント業務 2) わかりやすい情報提供

#### 中期目標

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等をパンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。  
同様に、予防安全装置やチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。  
なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とする。

#### 中期計画

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ、SNS等において分かりやすく表示するとともに、新たな情報提供方法なども活用した広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。  
同様に、予防安全装置やチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、パンフレット、ホームページ等にわかりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。  
なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とします。

#### 年度計画

- ④ 自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、わかりやすく利用しやすい形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進します。  
ア チラシ、パンフレット等の広報資料を作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにします。  
イ ホームページやSNS等において情報提供を行うとともに、新たな情報提供方法なども活用した広報活動を実施します。  
ウ チラシ、パンフレット等を活用した広報活動を年度内に50件以上実施することにより、自動車アセスメントの認知度を向上させ、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにします。

#### 評価の視点

ユーザーのニーズに沿ったわかりやすい情報提供がなされているか。

#### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1)・自動車等の安全性能評価結果等をまとめたパンフレットについては、“自動車安全性能2021”を約37万部、“チャイルドシート安全比較BOOK”を約24万部作成した。





- アセスメントの効果等をわかりやすく周知する広報用チラシを約23万部作成した。また、パンフレット、広報用チラシには、最新の自動車アセスメント・チャイルドシートアセスメント情報への誘導のため、QRコードを記載した。



- パンフレット、広報用チラシを各都道府県のトラック協会などが主催するイベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅等で配布した。
  - さらに、“チャイルドシート安全比較BOOK”については、上記に加え、産婦人科や小児科の病院等でも配布した。
- 2) 自動車アセスメントのホームページでは、新たに導入した自転車対応の「被害軽減ブレーキ」の試験等の動画を掲載し、どのような試験を行っているかわかりやすく紹介しているとともに、YouTubeの動画のみを視聴するユーザーのために評価結果を含めるなど、引き続きわかりやすく紹介している。
- また、予防安全装置について、正しく使用しない場合や気象条件や路面状態等の条件によって、自動車の安全装置等が作動しなかったり十分な効果を発揮しないことを、パンフレット、ホームページ、試験動画、ナスバのTwitter、Facebookにおいて表示し、予防安全装置の通信について注意喚起をしている。
  - 年度中のホームページのアクセス件数は約71万件となった。
  - 主管支所等の担当職員に対して、自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広

く伝達するための研修を実施した。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により従来から参加していた一部のイベントが中止となる中、地方の交通安全関連イベントにおけるパンフレット等の配布や自動車アセスメントの試験映像の放映の他、運行管理者等指導講習、介護料受給者交流会等における広報活動を全国で計79回実施した。

特に多くの集客が見込める主要ターミナル駅や公共広場、プロスポーツの試合会場において広報ブースを計50回出展し、内、7回において約2年ぶりに自動車アセスメントの試験車両を展示した。

### <各都道府県でのアセスメント広報活動の様子>

#### 主要ターミナル駅における試験車両の展示

(福岡：JR博多駅前)



(名古屋：金山総合駅)



#### 運行管理者等指導講習



#### 公共広場等へのブース出展



3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、従来から参加していた一部のイベントが中止になる状況下において、以下のような新たな取組を行った。

- 令和4年5月25日に「2021年度自動車アセスメント表彰式」をオンラインで開催し、その模様をYouTubeにて生配信を行った。
- 新たに自動車アセスメントの評価項目として導入した自転車対応の「被害軽減ブレーキ」の試験の様子をデモンストレーションとして報道関係者に公開し、併せて希望する参加者に対して試験車両への体験搭乗を行った。

- パシフィコ横浜を会場に行われた「マタニティ&ベビーフェスタ2022」のセミナープログラムにおいて、チャイルドシートアセスメントに関する講演、ISO-FIXチャイルドシートの取付デモンストレーションを行い、希望する参加者に対して取付体験会を実施した。
- チャイルドシートアセスメントの情報が妊産婦や配偶者等の子育て世代に直接届くよう、マタニティ専門誌の誌面にチラシを掲載したことにより、全国の読者から直接チャイルドシートアセスメントのパンフレットの請求があり、500名以上の手元にパンフレットを配布した。
- 高齢ドライバーによる交通事故の削減を目的とした東京都による交通事故防止の啓発動画に対して、サポカーの紹介用の映像として自動車アセスメントの試験映像を提供した。同啓発動画は、都内の医療関連施設（病院、診療施設、調剤薬局等）の待合室等で放映され、自動車アセスメントの認知度向上につながった。

### ＜アセスメント広報活動の様子＞

（被害軽減ブレーキの報道公開）



（マタニティ&ベビーフェスタ2022講演）



（試験映像の提供：東京都による交通事故防止の啓発動画）



## **自己評価とその根拠**

新型コロナウイルス感染症の中でも、広報手段として、多くの人に容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、パンフレットやチラシを作成し各イベント等において広く配布したほか、運行管理者等指導講習や介護料受給者交流会等で理解を深められるような広報活動を実施した。

また、全国各地における広報活動の開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、徐々に、多くの集客が見込まれる場所において、2年ぶりの自動車アセスメント試験車両の展示を伴うものを含め、年度計画を上回る79回に達し、昨年度に引き続き幅広く周知活動を行った。

この取組に連動してパンフレット等の作成数が総数約 83 万部となった。

さらに、自動車等アセスメントの各種試験の実施状況等についての YouTube 動画の視聴回数は約 162 万回と昨年度を大きく上回り、自動車アセスメントのホームページのアクセス数は約 71 万件となった。

以上により、広報活動の実施件数が年度計画を上回ったこと、YouTube によるイベント生配信や多数が視聴する自治体による交通事故防止の啓発動画への協力などの取組を行うことにより自動車アセスメントの認知度の向上に寄与したことなど、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A 評価とするものである。

## **課題と今後の対応**

引き続き、効果的な交通関連イベントへの出展等の広報活動のあり方や新たな情報提供方法なども活用した広報活動について、検討する必要がある。

## 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等

#### 中期目標

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。

#### 中期計画

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

#### 年度計画

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

#### 評価の視点

効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等が図られているか。

#### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

新型コロナウイルス感染防止対策及び今後のデジタル化の対応に向け、必要な情報を効率的に提供するための情報端末を活用して、介護料受給資格者に対するリモートによる訪問支援を新たに実施して、コロナ禍においても安心して介護料受給資格者への支援ニーズの把握や相談対応を効率的に実施可能とする環境整備を図った。

さらに、令和4年度においては、各種会議・研修等をWEB会議で実施することによって、新型コロナウイルス感染防止対策に努めるとともに、業務運営の効率化や費用の削減を図った。

#### 自己評価とその根拠

介護料受給資格者に対する訪問支援のリモート化、WEB会議等の有効活用により、介護料受給資格者のニーズや新型コロナウイルス感染症対策に対応しつつ、効率的な業務運営体制を確保していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。

#### 課題と今後の対応

今後も引き続き事業全般の精査・見直しを行う。

## (2) 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進

### 中期目標

- ② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和 3 年度比で 15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和 3 年度比で 10%以上削減する。
- ③ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。

### 中期計画

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和 3 年度比で 15%以上削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和 3 年度比で 10%以上削減します。
- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。  
具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。  
また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

### 年度計画

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和 8 年度末までに、令和 3 年度比で 15%以上削減するため、令和 4 年度において、令和 3 年度予算の 3.00%に相当する額を削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和 8 年度末までに、令和 3 年度比で 10%以上削減するため、令和 4 年度において、令和 3 年度予算の 2.00%に相当する額を削減します。
- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を

図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。

具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。

また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、引き続き調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

## 評価の視点

- 1) 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、「令和4年度予算運営費交付金の算定ルール」（P.73参照）における効率化係数（一般管理費0.97／年、業務経費0.98／年）に基づき、一般管理費については前年度予算の3.00%、業務経費については前年度予算の2.00%に相当する額が削減されているか。
- 2) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「令和4年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、契約の競争性及び透明性が確保されているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 一般管理費（特殊要因等を除く）及び業務経費（特殊要因等を除く）については、以下の削減を行った。

○ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減に積極的に取組、年度計画（前年度予算に対し▲3.00%削減）を上回る経費削減▲3.44%を達成した。

### 一般管理費（特殊要因等を除く）の令和4年度削減目標及び削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲8百万円	▲9百万円 <span style="float: right;">▲3.44%</span>	
削減目標額 ▲8百万円 =	削減実績額 ▲9百万円 =	対前年度予算比▲3.44%=
前年度予算額 251百万円 ×	令和4年度決算額 242百万円 -	削減実績額 ▲9百万円 ÷
削減目標率 <u>▲3.00%</u>	前年度予算額 251百万円	前年度予算額 251百万円

（注）単位未満四捨五入のため、額及び値が一致しない場合がある。

○ 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減に積極的に取組、年度計画（前年度予算に対し▲2.00%削減）を上回る経費削減▲2.12%を達成した。

業務経費（特殊要因等を除く）の令和4年度削減目標及び削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲72百万円	▲76百万円	▲2.12%
削減目標額 ▲72百万円 = 前年度予算額 3,596百万円 × 削減目標率 ▲2.00%	削減実績額 ▲76百万円 = 令和4年度決算額 3,519百万円 - 前年度予算額 3,596百万円	対前年度予算比▲2.12% = 削減実績額 ▲76百万円 ÷ 前年度予算額 3,596百万円

（注）単位未満四捨五入のため、額及び値が一致しない場合がある。

2) 調達等合理化計画の実施状況

○ 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を図るため、「令和4年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定した。

計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映というPDCAサイクルによる推進を図るため、「令和4年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」に基づく取組状況について、新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件に対する適正契約検証チームによる事前検証を実施し、重点的に取り組む分野に対する自己評価を行い、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施した。

**自己評価とその根拠**

令和3年度予算に対し、一般管理費3.00%、業務経費2.00%以上の削減を図っているほか、「令和4年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的な調達等の合理化に向けた取組を着実に実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

**課題と今後の対応**

引き続き、経費削減を積極的に取り組むとともに、更なる調達の合理化に向けて取り組む。



### (3) 外部評価の実施、公表

#### 中期目標

- ④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

#### 中期計画

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注6）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注6）「タスクフォース」とは、外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

#### 年度計画

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注8）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注8）「タスクフォース」とは、外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

#### 評価の視点

業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しているか。

#### 当該年度おける取組、その他評価の参考となり得る情報

令和5年6月14日に「第39回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、令和4年度業務実績について報告し、業務の改善状況等について外部有識者による評価を実施し、評価結果についてホームページで公表した。

なお、これに先立ち、令和4年11月21日に「第38回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、外部有識者に対して、令和4年度上半期の業務実績について報告するとともに、今後の業務運営全般について意見を聴取し、その内容をホームページで公表した。

#### 令和4年度業務の改善状況等に関する評価

##### 1. 組織運営・内部統制の充実強化・人材育成・効率的な運営体制の確保等

組織運営・内部統制の充実強化については、第5期中期計画におけるナスバが今後進むべき方向性を示した「NASVAWAY2026」を新たに策定し、理事長による周知を始め、各種研修・会議等による周知によって、役職員に対する業務運営方針の浸透が図られているほか、理事長による本部・支所の職員との直接の対話や電子掲示板システムを活用したコミュニケ

ーションなどの取組によって、役職員間の風通しの良い組織づくりが一層進んでいる。また、本部のコンプライアンス推進・人材開発グループと主管支所次長との連携を強化し、職員のコンプライアンスの徹底及び人材育成を本部・支所が一体となって行っているほか、管理職を対象に怒りの感情をコントロールする「アンガーマネジメント研修」を新たに実施するなど、ハラスメント防止の徹底を図っていることは評価できる。

また、若手職員（スタッフ、チーフ）向けのフォローアップ研修のほか、アシスタントマネージャー研修、チーフ研修、新任マネージャー研修において、コンプライアンスに関する事例等を題材に、受講する職員が自ら考えるタイプの研修を実施するなど、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、ナスバ職員としての責任のあり方をより深く理解させるための教育の充実を図っていることは評価できる。

このほか、就業規則、コンプライアンス、リスクマネジメントなどに関するEラーニングの実施、業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会を計3回開催し、リスク発生状況、原因、再発防止策等を評価し、優先順位の上位かつ低減対策を取る必要があるリスクにかかるチェックリストの作成、リスク情報を月毎に取りまとめ、ナスバ内のイントラネットで全職員に横展開して再発防止の徹底を図っていることは評価できる。

情報セキュリティ対策については、全役職員等に対し、最近の情報セキュリティ情勢等を踏まえたEラーニングやEmotet（エモテット）と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールを想定した標的型攻撃メール訓練の実施、また、情報セキュリティ関連規程類を改正するなど、情報セキュリティの適正な監視と強化に取り組んだことは評価できる。

業務運営の効率化等については、介護料受給資格者に対する訪問支援のリモート化、WEB会議等の有効活用により、新型コロナウイルス感染防止対策に対応しつつ、業務の効率化が図られていること、最高情報セキュリティアドバイザーの配置により、システム全体の最適化について検討する体制としていることは評価できる。また、調達等合理化計画に基づく取組等により、一般管理費及び業務経費の削減について目標を達成したことも評価できる。

人材の育成・活用については、令和5年度から新たに拡充される業務に対応するため、本部・主管支所で計16名を増員するとともに、当該業務を担当する職員と主管支所長・次長を対象とした研修の実施により、新規業務に必要となる組織体制の強化と人材育成が適切に図られている。また、ナスバの人材育成の取組の方向性、研修体系、キャリアパス及び人材の配置に対する基本的考え方を明確化するために、「ナスバ人材育成方針」を抜本的に見直し、Eラーニング等で周知徹底したことによって、職員の組織への信頼感、モチベーションの向上を図っている。また、令和4年度の職員全体に占める女性割合は約3割と高く、「ナスバ人材育成方針」にも、女性が安心して職務に従事して活躍できる環境の整備に努めるなど、男女共同参画の推進について明記されている。さらに、若手職員から管理職まで職員個々の特性に応じた教育計画を策定・実施する個別育成プログラムを推進し、効果的・効率的な職員の資質向上・人材育成を図るなど、職員の意欲の向上及び人材育成の強化を図る取組を推進したことは高く評価できる。

自動車事故対策に関する広報活動については、令和4年度の新たな取組として、高速道路

のサービスエリアやガソリンスタンドでの PR 動画放映、地方テレビ局の番組における療護センターの紹介などの国土交通省と連携した広報を行うとともに、免許センター等におけるチラシ配布や PR 動画放映などの警察と連携した広報を行ったほか、Twitter 開設による情報発信の拡充により、広報活動の強化を図った。さらに、全国の支所による広報活動の底上げを図るため、「広報ガイドライン」を策定して職員への周知を図るとともに、マスコットキャラクター「ナスバちゃん」を活用した広報活動や各支所による積極的なイベント開催とメディアへの働きかけによって、多くのテレビ局、新聞等に取り上げられ、ナスバの認知度向上に繋がる取組を推進したことは高く評価できる。

自己収入の確保については、中部療護センターに隣接していた病院の移転による影響を受け、外部受託件数が減少しているものの、各療護センターにおける周知活動を積極的に行った結果、一定の成果につながっていること、自動車メーカー等からの委託試験についてもできる限りの受入が図られていることは評価できる。

## 2. 被害者援護業務関係

療護施設の設置・運営については、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、従来からのきめ細かく質の高い治療・看護を実施するとともに、療護施設間の緊密な連携を図り、療護施設機能一部委託病床においても同様の治療・看護を実施した。また、入院患者の治療改善効果の更なる向上を目指して、「ナスバスコア」を用いた治療改善度に係る分析結果を療護施設における症例検討などへの活用、療護看護プログラムの実施など、医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、症例研究を推し進める目的から、令和2年12月に拡充した「一貫症例研究型委託病床」においては、引き続き、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取組を行った。さらに、関東地方における待機患者の解消を図るため、北関東地区で初めての委託病床として、茨城リハビリテーション病院に委託し、令和5年3月から入院患者の受入を開始した。こうした取組を通じて治療改善効果を高めるとともに、個々の患者の態様に即した治療・看護が適切に行われたことは評価できる。なお、ナスバスコアを用いた入院時スコアと退院時スコアの平均値の差が11.4点と目標を下回った。当該指標は入院患者にかかる受傷時の年齢、重症度等の影響を大きく受けるものであるところ、入院患者の高齢化も進んでいる中、今後の推移を注視していきたい。

療護施設で得られた知見や成果については、令和4年度は、日本意識障害学会や各種学会のWEB開催のほか、誌上等により、目標を上回る58件の研究を発表しており、療護施設で得られた貴重な知見・成果の普及促進が着実に図られたことは評価できる。

介護料関係については、介護料受給資格者に対する訪問支援について、対面に加え、リモート方式を令和4年度から本格的に実施しつつ、新規認定者120人全員を含む4,120人に対して実施し、令和3年度末の介護料受給資格者数に対する実施割合は、目標を大きく上回り、かつ、過去最高となる88.3%となっている。また、介護料受給者の家族に対する5段階評価の調査における評価度が4.44と目標を上回っているなど、支援の充実が図られたことは高く評価できる。

同様の境遇にある受給者等の交流会については、新型コロナウイルス感染症の影響が及び

中、感染対策に万全を期し、受給者等のニーズやスケジュール調整などを綿密に行い、悩み解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を目的に全国 50 支所全てで開催し、一部の支所では、ケニアナイロビ国立公園サファリライブツアーなど、コロナ禍で外出自粛を余儀なくされている受給者等の心のケアを考慮した新しい交流会を開催したことは評価できる。

交通遺児等に対する支援については、経済的支援を必要とする交通遺児等への無利子貸付を実施するとともに、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期した上、家族等を対象にした「友の会の集い」や「保護者交流会」の実施、「友の会コンテスト」の開催などの精神的支援を行い、友の会会員からも高評価を得たことは評価できる。

自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供については、全支所において地方公共団体等と連携して相談支援機能の強化を図るとともに、本部において交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービスを実施したほか、コーディネーター（被害者支援専門員）の全支所への配置を目指し、研修による養成を進めるとともに、より専門的かつ高度な知識を有するⅡ種コーディネーターの養成を進めるなど、相談対応及び情報提供の充実を図っていることは評価できる。

また、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図るための検討を行い、療護施設に係る委託基準を策定したことも評価できる。

### 3. 安全指導業務関係

全国 50 支所において、指導講習（3,114 回、受講者数 109,225 人）、適性診断（受診者数 418,371 人）を実施した。引き続き、令和 2 年度から導入した「動画視聴方式」を全国において小規模・多頻度で開催することで、受講機会を拡大させたほか、ナスバネットによる支所以外での一般診断受診率 59.6%を確保したこと、また、令和 5 年度の実施に向けて遠隔カウンセリングの体制を整備したことは、ICT 技術の活用によりユーザーの利便性向上に資する取組として評価できる。

民間参入希望団体等に対する安全指導業務の実施機関認定取得のための支援や参入後の安全指導の質の確保については、各種研修を実施しているほか、他の認定機関に対する教材の頒布やナスバネットの提供などにより着実に取り組んだ結果、いずれも目標を大きく上回ったことは高く評価できる。

安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、関係講習会、コンサルティング、講師派遣の実施に積極的に取り組み、自動車運送事業者の安全マネジメントに対する意識の向上を図ったことは評価できる。

国の安全対策への対応については、高齢運転者の事故防止対策として、大学と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな測定項目に関する研究開発を進めたほか、貸切バス事業許可の更新制の導入に伴い、行政処分を受けた事業者が更新許可申請までに必要となる運輸安全マネジメント評価に対応するため、運輸安全マネジメント事業部により積極的に評価の提供を行った。また、貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）における審査等の支援や一般貸切旅客運送適正化実施機関への要員派遣を行った。さらに、「事業用自動車総合安全プ

ラン 2025」の事故削減目標に向け、指導講習テキストに飲酒運転、迷惑運転等の防止や健康起因事故・高齢運転者の事故防止などの内容を掲載し周知を行ったほか、高齢運転者に対する適性診断の提供により、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるなど、同プランの事故削減目標への取組を進めた。これらの取組を通じて、国の安全対策に應じた事故防止対策に取り組んだことは評価できる。

#### 4. 自動車アセスメント情報提供業務関係

自動車アセスメントについては、これまで衝突安全性能と予防安全性能等で個別の評価となっていたものを統合した新たな評価「自動車安全性能」を令和2年度より導入しており、5段階評価や総得点により、自動車の安全性能の評価結果を分かりやすく自動車ユーザー等に伝えている。令和4年度においては、新たに自転車対応の「被害軽減ブレーキ」の評価を導入し、自動車13車種、チャイルドシート4製品について試験を行い、安全性能の評価を実施した。その結果、総合評価においては、最高評価であるファイブスター賞を7車種が獲得したほか、ファイブスター賞該当車種のうち最高得点のものをファイブスター大賞として表彰するなど、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進していることは評価できる。

また、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置にかかる評価方法を策定するための検討及び令和5年度からの評価開始に向けた検討、交差点対応の「被害軽減ブレーキ」にかかる評価方法を策定するための検討など、自動車アセスメントの内容を充実させたことは評価できる。

自動車アセスメント情報提供業務については、ホームページでの新たに導入した自転車対応の「被害軽減ブレーキ」の試験等の動画の掲載や、最新の自動車アセスメント情報等をスマートフォンでも閲覧しやすくするため、QRコードを記載したチラシの作成など、引き続き、自動車ユーザー等に分かりやすく情報を伝えるための取組を行っている。また、令和4年5月に「2021年度自動車アセスメント表彰式」をオンラインで開催し、その模様をYouTubeで生配信した。さらに、令和4年度の新たな取組として、新たに評価項目として導入した自転車対応の「被害軽減ブレーキ」試験のデモンストレーションを報道関係者に公開したほか、高齢ドライバーによる交通事故削減の東京都と連携した啓発活動として、都内の医療関連施設でサポートカーに関する自動車アセスメント試験映像を放映するなど、自動車アセスメントの周知拡大に積極的に取り組んだことは高く評価できる。

以上のとおり、第5期中期計画期間の初年度となる令和4年度のナスバの組織運営・業務運営については、ナスバの公的な責務を果たすために、新たな業務運営方針の下、人材育成の強化、デジタル技術の活用、広報活動の強化などを行い、適切かつ堅調になされているものと評価する。

### **自己評価とその根拠**

業務の改善状況等について、外部評価を受け、その評価を踏まえた業務運営を実施していること及びその内容をホームページに着実に公表していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

引き続き、業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

#### (4) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

##### 中期目標

情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

##### 中期計画

情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行います。

##### 年度計画

情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行います。

#### 評価の視点

デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を図っているか。

#### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- ・障害者・高齢者を始めとして誰もが当機構のホームページにアクセスできるよう、ホームページに音声読み上げ、文字拡大及びルビ振り等の機能を追加し、利用者のアクセシビリティの向上を図った。
- ・基幹システム（メール・ファイルサーバ等）については、システムの更改に当たって、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、クラウドサービスの利用を原則とするクラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、サーバ類を全てクラウド化する等、適切な整備を図った。また、基幹システムの更改に併せて、BYOD（Bring Your Own Device：個人所有のスマートフォン等）により出張時等にメール及び法人内電子掲示板システムの利用を可能とするクラウドサービス及びチャット形式での連絡や複数名でのデータや資料の共同編集を可能とする機能を有し、本部・支所間や支所間でコミュニケーションをとりつつ共同作業を行うことが可能なクラウドサービスを導入し、業務運営の効率化に資する環境を整備した。
- ・引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止及び働き方改革の一環として、本部役職員、主管支所の管理職を対象にテレワークシステム（令和2年度導入）を運用し、新型コロナウイルスの感染防止を図るとともに、業務の簡素化・効率化を図っている。
- ・引き続き、電子決裁システム（令和2年度導入）を運用し、決裁文書を電子保存する等、業務の電子化を図っている。
- ・引き続き、WEB会議システムについては、組織内外での会議・研修のみならず、日常的な業務打

合せに活用することにより、コミュニケーションツールとしての運用を行い、業務の簡素化・効率化を促進している。

- ・引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーにシステムの専門知識を有する職員を配置し、システム構築・改修時の仕様・コスト等の確認、システムの最適化に関する助言を行う体制を維持している。

- ・引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーの下、各部署で管理しているシステムの契約・更新状況、保守業務に関する内容及びシステム関連の課題等を一元的に把握し、情報システム台帳や契約状況一覧表で管理することにより、システム改修の機会を捉え、システムの最適化を行う体制としている。

### **自己評価とその根拠**

基幹システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、サーバ類を全てクラウド化する等、適切な整備を図った。また、基幹システムの更改に併せて、BYOD（Bring Your Own Device：個人所有のスマートフォン等）により出張時等にメール及び法人内電子掲示板システムの利用を可能とするクラウドサービス及びチャット形式での連絡や複数名でのデータや資料の共同編集を可能とする機能を有し、本部・支所間や支所間でコミュニケーションをとりつつ共同作業を行うことが可能なクラウドサービスを導入し、業務運営の効率化に資する環境を整備した。また、ホームページに音声読み上げ、文字拡大及びルビ振り等の機能を追加し、利用者のアクセシビリティの向上を図るとともに、引き続き、テレワークシステム、電子決裁システム及びWEB会議システムを運用し、業務の簡素化・効率化を促進している。

さらに、引き続き、システムの最適化を推進するための体制を維持し、システム構築・改修時に業務運営の簡素化及び効率化について着実に検討していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

デジタル技術の活用による利用者の利便性の向上や業務運営の効率化について検討し、順次改善を進め、情報システムの適切な整備及び管理を図る。



### 3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

#### (1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

##### 中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

##### 中期計画

#### 中期計画予算（令和4年度～令和8年度）

##### 予 算

（単位：百万円）

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセス メント情報提 供業務	法人共通	合 計
<b>収入</b>					
政府借入金	0	0	0	0	0
運営費交付金	4,536	27,537	6,950	5,795	44,817
施設整備費補助金	0	2,417	0	0	2,417
政府補助金	0	21,325	0	0	21,325
回収金等収入	0	1,712	0	0	1,712
業務収入	11,378	0	0	0	11,378
その他収入	504	0	10	75	589
<b>計</b>	<b>16,417</b>	<b>52,992</b>	<b>6,960</b>	<b>5,870</b>	<b>82,239</b>
<b>支出</b>					
人件費	8,503	2,752	634	4,820	16,708
業務経費	4,345	45,405	6,165	0	55,914
施設整備費	0	2,417	0	0	2,417
一般管理費	3,570	701	162	1,050	5,483
貸付金	0	68	0	0	68
借入金償還	0	1,888	0	0	1,888
<b>計</b>	<b>16,417</b>	<b>53,231</b>	<b>6,960</b>	<b>5,870</b>	<b>82,478</b>

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

##### 【人件費の見積り】

中期目標期間中総額13,693百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費のうち、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

##### 【運営費交付金の算定ルール】

別添のとおり。

##### 【注記】

- 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

## 収支計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
<b>費用の部</b>	<b>16,389</b>	<b>49,891</b>	<b>6,964</b>	<b>6,040</b>	<b>79,283</b>
経常費用	16,389	49,888	6,964	6,040	79,281
人件費	8,503	2,752	634	4,820	16,708
業務費	4,162	45,870	6,165	0	56,197
管理関係業務費	3,722	1,262	165	1,220	6,369
一般管理費	3,485	673	155	1,012	5,325
減価償却費	237	589	10	208	1,044
財務費用	2	5	0	0	7
支払利息	2	5	0	0	7
臨時損失	0	2	0	0	2
固定資産除却損	0	2	0	0	2
<b>収益の部</b>	<b>16,390</b>	<b>49,728</b>	<b>6,964</b>	<b>6,040</b>	<b>79,121</b>
運営費交付金収益	3,879	27,468	6,943	5,757	44,047
政府補助金	0	21,325	0	0	21,325
業務収入	11,378	0	0	0	11,378
その他収入	504	355	10	75	944
資産見返運営費交付金戻入	629	578	10	200	1,418
資産見返補助金戻入	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	1	0	8	9
臨時利益	0	0	0	0	0
<b>純利益</b>	<b>0</b>	<b>▲163</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>▲162</b>
<b>前中期目標期間繰越積立金取崩額</b>	<b>3</b>	<b>518</b>	<b>0</b>	<b>30</b>	<b>551</b>
<b>総利益</b>	<b>3</b>	<b>355</b>	<b>0</b>	<b>30</b>	<b>388</b>

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2) 運営費交付金収益には賞与引当金見返に係る収益及び退職給付引当金見返に係る収益を含んでいる。

## 資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
<b>資金支出</b>	<b>16,458</b>	<b>54,831</b>	<b>6,963</b>	<b>6,462</b>	<b>84,715</b>
業務活動による支出	16,276	50,377	6,963	5,735	79,351
投資活動による支出	0	2,458	0	158	2,616
財務活動による支出	182	1,898	0	0	2,080
次期中期目標の期間への繰越金	0	98	0	570	669
<b>資金収入</b>	<b>16,421</b>	<b>53,673</b>	<b>6,960</b>	<b>7,662</b>	<b>84,715</b>
業務活動による収入	16,421	50,586	6,960	5,870	79,837
運営費交付金による収入	4,536	27,537	6,950	5,795	44,818
政府補助金による収入	0	21,325	0	0	21,325
業務収入	11,381	1,712	0	0	13,093
その他収入	504	11	10	75	601
投資活動による収入	0	2,417	0	0	2,417
施設整備費による収入	0	2,417	0	0	2,417
財務活動による収入	0	0	0	0	0
政府借入金による収入	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	670	0	1,792	2,462

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

## 第5期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

### 1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

#### (イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

#### (ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額  
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

#### (ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

### 2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）×政策係数（ $\delta$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ $\delta$ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

#### [注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：中期計画期間中は 0.97 として推計

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：中期計画期間中は 0.98 として推計

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

政策係数（ $\delta$ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は 0 として推計

**年度計画**

以下のとおり

**年度計画予算 (令和4年度)**

予 算

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
<b>収入</b>					
政府借入金	0	0	0	0	0
運営費交付金	737	4,716	1,086	1,138	7,679
施設整備費補助金	0	491	0	0	491
政府補助金	0	4,095	0	0	4,095
回収金等収入	0	398	0	0	398
業務収入	2,327	0	0	0	2,327
その他収入	113	0	2	15	130
<b>計</b>	<b>3,177</b>	<b>9,699</b>	<b>1,088</b>	<b>1,153</b>	<b>15,118</b>
<b>支出</b>					
人件費	1,658	482	110	954	3,203
業務経費	806	8,203	950	0	9,959
施設整備費	0	491	0	0	491
一般管理費	714	126	29	200	1,068
貸付金	0	15	0	0	15
借入金償還	0	449	0	0	449
<b>計</b>	<b>3,177</b>	<b>9,766</b>	<b>1,088</b>	<b>1,153</b>	<b>15,185</b>

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

年度計画期間中総額2,582百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

別添のとおり。

[注記]

- 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
- 施設整備費補助金及び施設整備費の金額のうち、50百万円は前年度からの繰越額である。

## 収支計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
<b>費用の部</b>	<b>3,198</b>	<b>8,903</b>	<b>1,094</b>	<b>1,191</b>	<b>14,387</b>
経常費用	3,198	8,902	1,094	1,191	14,385
人件費	1,658	482	110	954	3,203
業務費	757	8,162	950	0	9,868
管理関係業務費	782	258	34	238	1,312
一般管理費	711	125	29	199	1,064
減価償却費	71	133	6	39	249
財務費用	2	0	0	0	2
支払利息	2	0	0	0	2
臨時損失	0	1	0	0	1
固定資産除却損	0	1	0	0	1
<b>収益の部</b>	<b>3,200</b>	<b>8,989</b>	<b>1,094</b>	<b>1,191</b>	<b>14,474</b>
運営費交付金収益	621	4,675	1,086	1,137	7,519
政府補助金	0	4,095	0	0	4,095
業務収入	2,327	0	0	0	2,327
その他収入	113	85	2	15	215
資産見返運営費交付金戻入	140	134	6	37	317
資産見返補助金戻入	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	0	0	2	2
臨時利益	0	0	0	0	0
<b>純利益</b>	<b>2</b>	<b>85</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>87</b>
<b>前中期目標期間繰越積立金取崩額</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>30</b>	<b>33</b>
<b>総利益</b>	<b>5</b>	<b>85</b>	<b>0</b>	<b>30</b>	<b>120</b>

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2) 運営費交付金収益には賞与引当金見返に係る収益及び退職給付引当金見返に係る収益を含んでいる。

## 資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導 業務等	被害者援護 業務	自動車アセスメン ト情報提供業務	法人共通	合 計
<b>資金支出</b>	<b>3,185</b>	<b>10,073</b>	<b>1,089</b>	<b>1,654</b>	<b>16,001</b>
業務活動による支出	3,137	8,901	1,089	1,153	14,280
投資活動による支出	0	531	0	4	536
財務活動による支出	48	449	0	0	497
翌年度への繰越金	0	192	0	496	688
<b>資金収入</b>	<b>3,180</b>	<b>10,432</b>	<b>1,088</b>	<b>1,300</b>	<b>16,001</b>
業務活動による収入	3,180	9,211	1,088	1,153	14,632
運営費交付金による収入	737	4,716	1,086	1,138	7,679
政府補助金による収入	0	4,095	0	0	4,095
業務収入	2,330	398	0	0	2,727
その他収入	113	2	2	15	132
投資活動による収入	0	491	0	0	491
施設整備費による収入	0	491	0	0	491
財務活動による収入	0	0	0	0	0
政府借入金による収入	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	731	0	147	878

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

## 令和4年度運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

### 1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

#### (イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

#### (ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額－  
前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

#### (ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

### (2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

### 2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）×政策係数（ $\delta$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ $\delta$ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 令和4年度算定的前提条件：

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：対前年度 0.97

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：対前年度 0.98

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：1.00

政策係数（ $\delta$ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

当該年度における取組（実績値）

年度計画実績（令和4年度）

予 算

（単位：百万円）

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
<b>収入</b>										
政府借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運営費交付金	737	737	4,716	4,716	1,086	1,086	1,138	1,138	7,679	7,679
施設整備費補助金	—	—	491	133	—	—	—	—	491	133
政府補助金	—	—	4,095	4,095	—	—	—	—	4,095	4,095
回収金等収入	—	—	398	422	—	—	—	—	398	422
業務収入	2,327	2,230	—	—	—	—	—	—	2,327	2,230
その他収入	113	99	0	0	2	3	15	16	130	117
<b>計</b>	<b>3,177</b>	<b>3,066</b>	<b>9,699</b>	<b>9,367</b>	<b>1,088</b>	<b>1,089</b>	<b>1,153</b>	<b>1,154</b>	<b>15,118</b>	<b>14,676</b>
<b>支出</b>										
人件費	1,658	1,540	482	448	110	102	954	876	3,203	2,966
業務経費	806	841	8,203	8,245	950	830	—	—	9,959	9,917
施設整備費	—	—	491	133	—	—	—	—	491	133
一般管理費	714	718	126	125	29	28	200	208	1,068	1,080
貸付金	—	—	15	6	—	—	—	—	15	6
借入金償還	—	—	449	449	—	—	—	—	449	449
<b>計</b>	<b>3,177</b>	<b>3,099</b>	<b>9,766</b>	<b>9,407</b>	<b>1,088</b>	<b>961</b>	<b>1,153</b>	<b>1,084</b>	<b>15,185</b>	<b>14,551</b>

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

収支計画

（単位：百万円）

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
<b>費用の部</b>	<b>3,198</b>	<b>3,095</b>	<b>8,903</b>	<b>8,889</b>	<b>1,094</b>	<b>964</b>	<b>1,191</b>	<b>1,141</b>	<b>14,387</b>	<b>14,088</b>
経常費用	3,198	3,094	8,902	8,889	1,094	964	1,191	1,136	14,385	14,084
人件費	1,658	1,537	482	447	110	102	954	890	3,203	2,976
業務費	757	772	8,162	8,181	950	828	—	—	9,868	9,781
管理関係業務費	782	784	258	260	34	33	238	246	1,312	1,324
一般管理費	711	707	125	122	29	28	199	204	1,064	1,061
減価償却費	71	77	133	138	6	6	39	42	249	263
財務費用	2	2	0	1	—	—	—	—	2	3
臨時損失	—	0	1	0	—	0	—	4	1	5
固定資産除却損	—	0	1	0	—	0	—	4	1	5
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>収益の部</b>	<b>3,200</b>	<b>3,173</b>	<b>8,989</b>	<b>8,798</b>	<b>1,094</b>	<b>1,032</b>	<b>1,191</b>	<b>1,143</b>	<b>14,474</b>	<b>14,146</b>
運営費交付金収益	621	564	4,675	4,645	1,086	1,014	1,137	856	7,519	7,079
施設費収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政府補助金	—	—	4,095	3,896	—	—	—	—	4,095	3,896
業務収入	2,327	2,328	—	—	—	—	—	—	2,327	2,328
その他収入	113	133	85	59	2	12	15	241	215	445
資産見返運営費交付金戻入	140	147	134	136	6	6	37	45	317	333
資産見返補助金戻入	—	0	0	0	—	—	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	—	—	0	0	—	—	2	2	2	2
借入金償還免除益	—	—	—	5	—	—	—	—	—	5
貸倒引当金戻入	—	—	—	57	—	—	—	—	—	57
財務収益	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>純利益</b>	<b>2</b>	<b>79</b>	<b>85</b>	<b>▲91</b>	<b>—</b>	<b>68</b>	<b>—</b>	<b>3</b>	<b>87</b>	<b>58</b>
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3	3	0	—	0	0	30	29	33	33
<b>総利益</b>	<b>5</b>	<b>82</b>	<b>85</b>	<b>▲91</b>	<b>0</b>	<b>68</b>	<b>30</b>	<b>32</b>	<b>120</b>	<b>91</b>

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

## 資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導業務等		被害者援護業務		自動車アセスメント 情報提供業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
<b>資金支出</b>	<b>3,185</b>	<b>3,038</b>	<b>10,073</b>	<b>10,341</b>	<b>1,089</b>	<b>751</b>	<b>1,654</b>	<b>3,050</b>	<b>16,001</b>	<b>17,180</b>
業務活動による支出	3,137	2,980	8,901	9,163	1,089	751	1,153	1,119	14,280	14,013
投資活動による支出	—	9	531	148	—	—	4	23	536	180
財務活動による支出	48	49	449	451	—	—	—	—	497	500
翌年度への繰越金	—	—	192	579	—	—	496	1,908	688	2,487
<b>資金収入</b>	<b>3,180</b>	<b>3,071</b>	<b>10,432</b>	<b>10,072</b>	<b>1,088</b>	<b>1,089</b>	<b>1,300</b>	<b>2,948</b>	<b>16,001</b>	<b>17,180</b>
業務活動による収入	3,180	3,071	9,211	9,269	1,088	1,089	1,153	1,154	14,632	14,583
運営費交付金による収入	737	737	4,716	4,716	1,086	1,086	1,138	1,138	7,679	7,679
政府補助金による収入	—	—	4,095	4,095	—	—	—	—	4,095	4,095
業務収入	2,330	2,235	398	417	—	—	—	—	2,727	2,651
その他収入	113	99	2	42	2	3	15	16	132	159
投資活動による収入	—	—	491	133	—	—	—	2	491	135
施設整備費による収入	—	—	491	133	—	—	—	—	491	133
投資その他の資産の精算による収入	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前年度よりの繰越金	—	—	731	670	—	—	147	1,792	878	2,462

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

## その他参考となり得る情報

### ・損益計算書より

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	前年度からの増減
経常費用	13,815	14,084	268
経常収益	14,000	14,146	146
経常利益又は経常損失 (▲)	185	63	▲122
臨時損失	2	5	2
臨時利益	0	—	▲0
当期純利益又は当期純損失 (▲)	182	58	▲124
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	33	33
当期総利益又は当期総損失 (▲)	182	91	▲92

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。



## (2) 財務運営の適正化

### 中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

### 中期計画

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行います。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

### 年度計画

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行います。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

### 評価の視点

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化基準を踏まえた、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を実施しているか。

### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

令和4年度事業開始前に支出予算実施計画を策定し、収益化基準の単位としての業務毎に運営費交付金を適正に配分するとともに、予算と実績の管理として第3四半期末（12月末）までに同計画の見直しを行い、運営費交付金の配分についても見直しを行った。

### 自己評価とその根拠

独立行政法人会計基準の改訂等に基づき、第3四半期末までに予算と実績の管理を踏まえた支出予算実施計画及び収益化基準の単位としての業務毎に運営費交付金配分の見直しを実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

### 課題と今後の対応

引き続き、予算と実績の管理を実施するとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

### (3) 自己収入等の拡大

#### 中期目標

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。

#### 中期計画

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

#### 年度計画

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

#### 評価の視点

- 高度先進医療機器の外部検査の積極的な受入を通じ、地域医療への貢献、自己収入の確保といった取組が着実になされているか。
- 安全指導業務に対する受益者負担が適正になされているか。
- 自動車メーカー等からの委託試験の受け入れの促進が図られているか。

#### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- (1) 外部検査の受託については、地域医療への貢献として、療護センターの高度先進医療機器（MRI、PET 等）を活用した外部検査の受入に努めている。令和 4 年度は、中部療護センターに隣接していた病院が令和 4 年 1 月に移転したことによる影響が外部受託件数の大幅な減少につながっている。この結果、6,203 件（対前年度比 △3,946 件、38.9%の減）の外部検査を受託し、7,515 万円（対前年度比△3,542 万円、32%の減）の収入を得た。
- (2) 安全指導業務の受益者負担の適正化については、民間参入が進む中であっても、全国一律のサービスを提供する観点から、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討している。
- (3) 自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験は、予防安全性能評価及び衝突安全性能評価等が統合された自動車安全性能評価として、計4車種を行った。

### **自己評価とその根拠**

外部検査の受託については、地域医療への貢献のため積極的に受入に努めているが、令和4年度は、中部療護センターに隣接していた病院が令和4年1月に移転したことにより、当該病院からの受託が大幅に減少し、この影響が外部受託件数の減少につながった。しかしながら、各療護センターにおける周知活動を積極的に行った結果として、一定の成果に繋がったこと、また、安全指導業務においては、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討していること、さらに自動車メーカー等からの委託試験の車種数は前年度から1車種増えたことにより、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

- 引き続き、外部検査の受入を積極的に行い、地域医療への貢献、受託収入の確保に努める。
- 民間参入状況と全国一律のサービス提供の適正な継続等を踏まえ、受益者負担の適正化を図ることに 대해서는 今後も慎重な検討が必要である。

#### (4) 保有資産の見直し

##### **中期目標**

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。

##### **中期計画**

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

##### **年度計画**

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

#### **評価の視点**

保有資産について、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施しているか。

#### **当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報**

保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を行い、保有の必要性について検討した。

#### **自己評価とその根拠**

保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認をするとともに、その必要性についても検討を行い、不断に見直しを実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

## 4. 短期借入金の限度額

### 中期計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,400 百万円とします。

### 年度計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,400 百万円とします。

### 当該年度における取組

短期借入は行わなかった。

### その他参考となり得る情報

なし

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する  
計画

<u>中期計画</u>
なし
<u>年度計画</u>
なし

当該年度における取組

なし

その他参考となり得る情報

なし

## 6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

<b>中期計画</b>
なし
<b>年度計画</b>
なし

### 当該年度における取組

なし

### その他参考となり得る情報

なし

## 7. 剰余金の使途

### 中期計画

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

### 年度計画

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

### 当該年度における取組、その他参考となり得る情報

- ・ 目的積立金等の状況

(単位：百万円、%)

	令和4年度末 (初年度)	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 (最終年度)
前中期目標期間繰越積立金	718				
目的積立金	—				
積立金	—				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—				
運営費交付金債務	21				
当期の運営費交付金交付額(a)	7,679				
うち年度末残高(b)	—				
当期運営費交付金残存率 (b)÷(a)	—				



## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策

#### 中期目標

##### (1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、コンプライアンスの推進及びリスク管理の徹底等による内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。

さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。

また、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

##### (2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組みるとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。

#### 中期計画

##### (1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行います。また、コンプライアンス推進のための専従の部署と、各主管支所に配置している次長（業務適正化及び人材育成担当）や関連部署との連携により、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止、リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有、継続的なルールの見直し、関連の研修の実施等、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。

さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底します。また、現場からの業務改善提案制度を運用すること等により、業務の改善や風通しの良い組織づくりに努めます。

##### (2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。

また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

## 年度計画

### (1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行います。また、コンプライアンス推進のための専従の部署と、各主管支所に配置している次長（業務適正化及び人材育成担当）や関連部署との連携により、本部から現場まで一体となり、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止、リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有、継続的なルールの見直し、関連の研修の実施等、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、各種会議体において取り組みの進捗を把握し、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、必要に応じて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。

さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを引き続き徹底します。また、各種会議体において現場からの意見・要望を吸い上げること、及び現場からの業務改善提案制度を運用すること等により、業務の改善や風通しの良い組織づくりに努めます。

### (2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、CSIRT の構成員を中心とした情報セキュリティインシデント対応訓練、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練、情報セキュリティ対策に関する教育などを実施し、情報セキュリティに関する役職員の意識を高めるとともに、サイバーセキュリティに関する昨今の情勢を踏まえ、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組みます。

また、情報セキュリティ委員会や本部横断的な情報システム管理運用体制により、対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

## 評価の視点

- ・内部統制の仕組みが計画に基づき、実施し、点検・検証し、見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上につながっているか。
- ・適切な情報セキュリティ対策が PDCA サイクルにより運用されて見直しが図られているか。

## 当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### (1) 内部統制の充実強化

#### 1) 業務運営方針等の見直し・周知

- ・令和4年6月に、業務運営方針を見直し、第5期中期計画における機構が今後進むべき方向を示した「NASVAWAY2026」を新たに策定し、理事長による周知を始め、各種研修及び会議体における周知や法人内電子掲示板システムへの掲示等により浸透を図った。
- ・令和4年11月に、「NASVAWAY2026」に基づき強い使命感を持って諸課題に挑戦する次代の機構を担う人材を育成していくための取組の方向性や人事運用のあり方を示した「ナスバ人材育成方針」を見直すとともに、各種会議体における周知や法人内電子掲示板システムへの掲示等により浸透を図った。
- ・法人内電子掲示板システムに理事長訓示、最新の例規集や各種マニュアルを掲示し、規程類やマニュアル等を随時確認できる仕組みを構築している。

## 2) 業務の改善・風通しの良い組織づくり

- ・理事長と職員が直接交流できるスペース「Villa Nakamura ～理事長トークタイム～」を法人内電子掲示板システムに設置し、理事長と職員との距離感を縮めることに努めた。
- ・各種会議体における意見交換の他、理事長等が地方機関へ出向いての職員等との対話、理事・本部部長等と主管支所長との定期的なWEB会議システムによる対話、理事・担当職員等と主管支所次長との定期的なWEB会議システムによる対話等により幅広く意見交換を行い、建設的な意見等を吸い上げ、業務改善に繋がった。
- ・前年度に引き続き、主管支所マネージャー（総務・経理担当）会議、主管支所マネージャー（安全指導業務担当）会議、主管支所マネージャー（被害者援護業務担当）会議において、地方機関からの意見・要望・提案を共有し、本部と各主管支所が対話を重ねたうえで、対応方針を決定し、業務の見直し等に繋がった。会議内で共有した意見・要望・提案や対応方針は、法人内電子掲示板システムに掲示し、全役職員間においても共有した。

## 3) 規程類や体制の整備

内部統制の充実強化を図るため、以下のとおり規程類や体制の整備を行った。

- ・顕在化したリスク事案の報告について規定している規程類を見直し、従前は理事長まで全て報告することとしていたものを、リスクの内容に応じて、本部担当部長が内容を精査したうえで、原因及び再発防止策の妥当性を確認し終息の承認を行うことを可能とし、報告の効率化、迅速化を図り、リスク内容に応じたメリハリのある対応を行う仕組みとした。
- ・引き続き、令和3年4月に新設した「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担う企画部コンプライアンス推進・人材開発グループと令和2年4月から全主管支所に配置した地方機関において職員のコンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長と連携する体制を維持し、定期的に行う連絡会や企画部コンプライアンス推進・人材開発グループ担当職員の現地訪問により、取組の進捗状況の確認や取組への助言を行う等、本部・地方機関が一体となり、コンプライアンスの推進及び人材開発に取り組む体制を維持した。
- ・引き続き、内部監査室長の専任化を維持した。
- ・令和4年4月に、企画部コンプライアンス推進・人材開発グループが「職員の研修受講実績の一元管理及び職員の横断的な研修の実施に関すること」を行うこととする事務分掌の見直しを行

い、研修管理の効率化を図った。

#### 4) コンプライアンスの徹底

・引き続き、コンプライアンスに対する職員の意識向上のため、本部の部署単位または支所単位ごとに、①ミスの防止や規程類等の知識向上及び不正の防止、即ち、a.追いつまされた、b.上司が指示、c.前任者から実施といった状況でも規程違反をはねつけられる強いコンプライアンス意識の醸成に繋がる活動か。②ハラスメント防止に関する行動目標が入っているか。③コンプライアンスを遵守する意識はあるにも関わらず、具体的な行動に結びつかないという課題への対応に繋がるか。④具体的な活動計画及び進捗状況の管理方法は定められているか、をポイントとし、職員皆でコンプライアンスの徹底のための行動目標を設定し、ミーティング・個別面談等で取組状況を振り返り、コンプライアンスの重要性を組織に浸透させた。

・引き続き、法人内電子掲示板システムに最新の例規集や各種マニュアルを掲示し、ルールやマニュアルをすぐに確認できる仕組みを維持している。

・引き続き、令和4年12月に、「コンプライアンス実践・進捗状況のチェック（自己点検）」を役職員等に対して行い、現状のコンプライアンスに関する認識度を調査し、コンプライアンス委員会（令和5年2月）で、課題の抽出と対策を検討したうえで、改めてコンプライアンスの再徹底を図った（参考：コンプライアンスに対する意識と行動に関して、約97%の役職員が「前年度に比べ向上した・前年度以前に向上した状態を維持している・変化しつつある」と回答）。

#### 5) ハラスメント防止

・本部及び地方機関の全ての管理職を対象に、ハラスメント防止研修[令和4年10月]を実施し、その後、研修を受講した管理職が講師となって各所属部署の全ての職員に対しハラスメント防止研修を実施した。管理職に研修の講師を担わせることで、管理職のハラスメント防止への意識向上を図るとともに、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識の醸成を図った。

・令和4年7月に「コンプライアンス実践マニュアル」を改訂し、ハラスメント相談窓口や処分の厳格化について追記したうえで再周知するとともに、前年度に引き続き、令和4年12月から令和5年1月に「コンプライアンス実践マニュアル」に関するEラーニングを実施し、浸透を図った。

・引き続き、ハラスメント/コミュニケーションに関する研修を階層別研修に組み込み、ハラスメント防止の意識を醸成した。

・引き続き、法人内電子掲示板システムにニュース記事等を参考に実際に起こった事例を「一般的なハラスメント事例」として毎月掲示し、どのような行為がハラスメントとなり得るか、意識付けを行った。

・引き続き、令和4年7月から8月に「全職員へのハラスメント防止に関するEラーニング」を実施しハラスメントに関する理解を深めたうえで、新たに「自己チェックによる行動の振り返り」及び「職場環境匿名アンケート」を行い、ハラスメント防止に関する意識付けを行った。

## 6) リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有

・顕在化したリスクについては、リスク内容に応じた柔軟な報告経路とし、更なる報告の効率化、迅速化を図るとともに、引き続き、確実に関係者に報告する連絡体制を維持し、報告されたリスク情報は、本部関係部署が原因分析・再発防止策を精査した。また、報告されたリスクの概要については、月毎に取り纏め、法人内電子掲示板システムで横展開し、「他山の石」として研修資料や注意喚起資料として活用した。

・引き続き、業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会（令和4年5月、令和5年2月、令和5年3月）を開催し、リスクの発生状況、内容、原因、再発防止策等を評価し、優先順位の上位かつ低減対策をとる必要があるリスクに係るチェックリスト（自己点検表）の見直しを行った。

・地方機関におけるリスク管理は地方機関の長の力量に大きく委ねられていることに鑑み、管理職の強化育成の一環として地方機関の管理職及び本部マネージャーを対象としたリスクマネジメントに関するEラーニングを実施し、リスク管理の強化を図った。

## 7) 継続的なルールの見直し

引き続き、地方機関において職員のコンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長の業務の一環として、主管支所管内の「ルール以外の現場ルールの見直し」を推進し、必要に応じて、ルールの見直しを図った。

## 8) 内部統制に係る役職員への教育の充実

引き続き、役職員に対する研修、訓練及び個別学習を以下のとおり行うとともに、会議体の場を活用し、内部統制に係る役職員一人一人の意識改革、情報の共有を徹底した。

### ① 新規採用職員研修

令和4年4月の研修においては、本部における集合研修を4日間実施し、機構の基本方針等の基本的事項をはじめ、就業規則や独立行政法人評価制度、ビジネスマナー等に関する研修を実施するとともに、千葉療護センター施設の見学を通して、自動車事故被害者の現状や療護センターの役割等について研修を実施し、業務遂行上必要となる基礎知識等の習得を図った。

また、令和4年10月の研修においては、WEB研修により交通事故被害者からの講話やコンプライアンスに関する事例等を題材にグループ討議を行い、機構の社会的役割の浸透及びコンプライアンス意識の醸成を図った。

### ② 階層別職員研修

アシスタントマネージャー研修 [令和4年5月]、チーフ研修[令和4年5月]、新任マネージャー研修[令和4年6月]、スタッフフォローアップ研修 [令和4年11月]、チーフフォローアップ研修 [令和4年11月] において、コンプライアンスに関する事例等を題材にしたグループワークを行う等、職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、機構職員としての責任のあり方を考える機会とし、意識の醸成を図った。

## ② 管理職研修

・本部及び地方機関の全ての管理職を対象に、ハラスメント防止研修[令和4年10月]を実施し、その後、研修を受講した管理職が講師となって各所属部署の全ての職員に対しハラスメント防止研修を実施することにより、管理職のハラスメント防止への意識及び指導力の向上を図った。

## ③ 会議体

・主管支所長等会議・全国支所長等会議[令和4年4月]において、機構の基本理念・方針の浸透、部下の育成、業務の管理・改善、コンプライアンスの徹底について研修を実施し、支所長としての意識のあり方を共有した。

・次長会議[令和4年5月]において、「ルール以外の現場ルールの見直し」を職員に浸透させるための取組について全次長で討議し、共有することにより業務改善に係る取組の平準化を図った。

・主管支所長等会議[令和4年7月]において、コンプライアンス実践マニュアルの周知、ハラスメント防止策の取組状況を共有し、コンプライアンスの徹底、ハラスメント防止の重要性について認識を共有した。

・次長会議[令和4年10月]において、新規採用職員に対する個別面談の有効性の向上に繋げるため、個別面談のポイントや具体的なヒアリング内容等の参考事例を共有し、人材育成スキルの強化を図った。

## ⑤ 標的型メール攻撃訓練

機構のメールアドレスを有する全役職員等をランダムに6グループに分けて、Emotet（エモテット）と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールを想定した標的型メール攻撃訓練[令和4年11月～令和5年1月]を実施し、標的型メールとして認識できるか、不審なメールを受信した場合の報告及び初動対応等について訓練を行った。

その結果や課題については、「情報セキュリティ委員会・保有個人情報等の適切な管理のための委員会 合同開催[令和5年3月]」において共有するとともに、開封者や未報告者に対しては、標的型メール攻撃に関する再教育を実施した。

## ④ 個別学習プログラム

就業規則に関するEラーニング [令和4年4月～5月]を、全職員等を対象として実施するとともに、ハラスメント防止に関するEラーニング[令和4年7月～8月]、コンプライアンスに関するEラーニング[令和4年12月～令和5年1月]、個人情報保護・情報セキュリティに関するEラーニング[令和4年10月]を、全役職員等を対象として実施した。また、リスクマネジメントに関するEラーニング[令和4年6月～7月]を、管理職を対象として実施した。

## 9) 内部統制のモニタリング

令和4年11月に内部統制推進責任者会議を開催し、各主管支所の災害対策やリスク管理の取組について推進状況をモニタリングするとともに、上期のリスク発生状況の分析結果を共有した。

また、令和5年3月に内部統制委員会を開催し、令和4年度の内部統制の取組状況、内部監査の実施状況をモニタリングし、次年度の取組方針を審議した。

#### 10) 内部監査等の強化

内部監査等については、新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、WEBシステムによるヒアリングも活用し、会計内部監査（21箇所（無予告による監査1箇所を含む。）、個人情報保護等重要業務リスクの顕在化を防止するためのリスクアプローチ型業務内部監査（27箇所（無予告による監査7箇所を含む。））を実施するとともに、監事監査（28箇所）を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。

また、内部監査において管理職を中心としたコンプライアンスに関するヒアリングを重点的に実施する等、監査内容を充実させ、業務の適正化を図った。

#### 11) 監事機能の実効性の向上

定期的に、理事長と監事との間で意見交換を行い、機構の適正な業務運営のあり方、早急に改善すべき課題への対応策等について活発に議論を交わし、内部統制の充実を図った。

#### 12) 内部統制体制の強化

引き続き、総務・企画部門の審議役に、機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する職員を配置するとともに、主管支所においても、機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する次長を配置し、業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う等、内部統制体制の強化を図っている。

また、更なる内部統制体制の強化を図るため、主管支所長が兼務していた、札幌主管支所、広島主管支所、福岡主管支所の次長については、令和5年4月に専任化した。

### (2) 情報セキュリティ対策

#### 1) 情報セキュリティに係る教育の実施

引き続き、全役職員等に対して、情報セキュリティ関連規程類の改正や最近のセキュリティ情勢等を踏まえたEラーニングを令和4年10月に実施するとともに、Emotet（エモテット）と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールを想定した標的型攻撃メール訓練を令和4年11月から令和5年1月に実施した。また、情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）に所属する職員に対しては、インシデント発生の未然防止に関する教育を令和4年7月に実施した。

#### 2) 情報セキュリティ関連規程類の改正

情報セキュリティ関連規程類については、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」に準拠するための改正を行った。

#### 3) 独立行政法人情報処理推進機構のマネジメント監査への対応

サイバーセキュリティ基本法に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により実施された「マネジメント監査」にかかる指摘事項に基づき、システムサーバに定期的にセキュリティパッチを

適用する運用とする等、適切な措置を講じた。

#### 4) 機構内各種システムの統制強化

令和2年4月に雇用した、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する職員を、引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーとして配置し、部署横断的に各システムの運用やセキュリティにかかる状況を把握・確認できる体制を維持している。

#### 5) 地震災害に係る対応

地震災害にかかる対応については、全役職員の安否確認や支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施するとともに、防災週間（令和4年9月）において、万一の地震災害等の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等の被害状況の報告訓練を実施した。実際に、震度5弱以上の地震が発生した際や特別警報が発令された際には、発生地域の役職員等の安否確認を迅速に行っている。

### **自己評価とその根拠**

内部統制については、規程類や体制を整備、適正に運用するなど内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上、理事長による地方機関へ出向いての職員等との直接の対話や本部・地方機関間のWEBによる対話の他、法人内電子掲示板システムを活用したコミュニケーション等、役職員間の風通しの良い組織づくりに取り組んだ。また、令和2年4月から全主管支所に配置している業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う主管支所次長と、令和3年4月から本部に配置している「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担うコンプライアンス推進・人材開発グループとの連携を強化し、本部・地方機関が一体となってコンプライアンス徹底及び人材育成に取り組んだ。

情報セキュリティ対策としては、引き続き、全役職員等に対してEラーニングや標的型攻撃メール訓練等の教育を実施するとともに、情報セキュリティ関連規程類の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」への準拠や部署横断的なセキュリティ対策に取り組んだ。

以上を踏まえ、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、内部統制の仕組みが有効に機能しているか、不断の点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努める。

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直すとともに、情報セキュリティ対策に関する訓練や教育等を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。



## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (2) 施設及び設備に関する計画

#### 中期目標

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

#### 中期計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設及び設備の内容	予定額 (百万円)
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	2,417

[注記] 施設及び設備の内容、予定額については、本中期計画策定時点で想定可能な見込みであり、千葉療護センターの老朽化対策や東北療護センターの環境変化に伴う対策など、中期計画を実施するために必要な業務を勘案した施設等の建替えや大規模改修等の追加・変更をすることもある。

#### 年度計画

以下のとおり

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設設備整備 (内訳)	491	施設整備費補助金
東北療護センター 核医学画像診断装置(SPECT)更新	99	
中部療護センター 磁気共鳴画像診断装置(MRI)更新	342	
東北療護センター 中央監視装置更新(前年度契約済)	50	(前年度からの 繰越額)

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

## 評価の視点

ナスバが運営する各療護センターの医療機器等の整備・更新について、「施設及び設備に関する計画」により、適切に実施されているか。また、その調達においても公正性・透明性を確保したものであるとなっているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

年度計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

なお、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、全て一般競争入札により相手方を選定した。

### 施設・設備の整備に関する予定額と実績額

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	実績額 (百万円)
① 東北療護センター 核医学画像診断装置（SPECT）更新	99	95
② 中部療護センター 磁気共鳴画像診断装置（MRI）更新	342	(335) —
③ 東北療護センター 中央監視装置更新（前年度繰越分）	50	38

※ ②中部療護センター・磁気共鳴画像診断装置（MRI）更新については、年度内の完了が困難となり、翌年度に繰り越されている。（「実績額」欄の（）書きは、契約済額である。）

なお、本件整備に係る財源については、繰越明許費として、自動車安全特別会計自動車事故対策勘定「（項）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費」の計上がなされている。

## 自己評価とその根拠

中期計画に基づく設備等について、年度計画に沿って適切に整備し、年度内の完了が困難となったものについては、適切に繰り越した。また、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、会計規程に則って公正性・透明性を確保したことから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

## 課題と今後の対応

引き続き、設備等の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (3) 人事に関する計画

#### 中期目標

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。

産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに将来を担う職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用・育成強化を図るとともに、職員のモチベーションの向上を図る。

#### 中期計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

#### 年度計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

#### 評価の視点

給与水準について、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組みるとともに、その取組状況等を公表しているか。

#### 当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

役職員の給与水準について

○給与水準の適正化に向けた取組

国家公務員給与法の一部改正に準拠して、令和4年4月から初任給及び若年層の俸給月額を平均0.3%引き上げ、令和4年12月期において役員賞与の0.05月分及び職員賞与の0.10月分の引き上げを行った。

○令和4年度の給与水準（ラスパイレス指数）

国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、令和4年度は（年齢勘案）106.4 となった。（前年度 106.3 前々年度 105.8）

#### 自己評価とその根拠

国家公務員の給与改定等に準拠した給与水準の適正化等により、役職員給与について全般的に見直しを図っていることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

#### 課題と今後の対応

引き続き、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証し、給与水準の適正化を図る。

## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (4) 人材の活用・育成

#### 中期目標

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。

産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに将来を担う職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用・育成強化を図るとともに、職員のモチベーションの向上を図る。

#### 中期計画

産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに将来を担う職員の資質向上のため、「NASVA 人材育成方針」を随時改定しつつ、各階層に応じた必要な専門知識の取得、ニーズに応じた研修の充実、また職員の個別の状況を踏まえた育成計画の策定により職員の資質向上・ノウハウの取得を促進するなど育成強化を図ります。さらに、多様な経験・研鑽による人材育成、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用することにより、人材の有効活用を図ります。

これらの取組が有効に行われるよう、人材の開発・推進に専従する部署と主管支所に配置した次長（業務適正化及び人材育成担当）や関係部署との連携により実施していきます。

#### 年度計画

高いモチベーションと専門性を有した人材の育成に必要な取り組みを示した「NASVA 人材育成方針」を随時改定し、各階層に求められる知識やスキルを習得させるほか、ニーズに即した職務遂行力の向上に資する研修を実施します。また、安全指導業務、被害者援護業務等の各業務の質の向上を図るための専門研修及び専門的資格習得の支援を実施します。加えて、職員の個別の状況を踏まえた育成計画に則って、OJT 等を実施し、職員の資質向上やスキルアップを図ります。

これらの取組は、有効に機能するよう、人材の開発・推進に専従する部署と主管支所に配置した次長や関係部署とが連携して実施します。

さらに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行い、また、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図ります。

#### 評価の視点

- ・「ナスバ人材育成方針」を随時改訂し、次代のナスバを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図っているか。
- ・産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図っているか。
- ・事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図っているか。
- ・全職員を対象に個別の状況を踏まえた育成計画により、OJT 等を実施し、職員の資質向上や

スキルアップを図っているか。

- 研修の充実を図り、職員の資質向上を図っているか。

### 当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1) 次代の機構を担う人材育成の取組の方向性、研修体系、キャリアパスを定めた「ナスバ人材育成方針」を抜本的に見直し、人材の配置等の基本的考え方を明記し、職員が安心して働ける組織とすることを目的として、人事異動は、業務の幅を広げる新たなチャレンジに繋がり、様々な経験を積み重ねることで、知見が深まって本人の成長につながる大きなチャンスであり、異動する本人にとっても、組織全体にとっても前向きでポジティブであるべきものという考えに基づき、

- 短期間の異動は原則として実施せず、在職期間も原則 2 年～3 年とする。
- 異動時期については、例外的な事情を除き 4 月とする。
- 異動は、昇任時等における本部又は他主管支所管内への異動を除き、生活の本拠を置く主管支所管内における異動とすることを目標として、現在の職員の配置状況、新規・中途採用の状況等を踏まえ、取組を進める。

といった具体的に明確化した改訂版「ナスバ人材育成方針」を策定し、機構内イントラネットや E ラーニング等において周知徹底することで職員の組織への信頼感、モチベーション向上を図った。なお、令和 5 年 4 月の人事異動では、改訂版「ナスバ人材育成方針」に基づき配置した。

また、課題となっていた人事異動に伴う職員の移転料の定額支給について、職員からの実費支給の要望に應えるために、既に移転料の実費支給を開始している国交省の制度を参考に 3 月 28 日に旅費規程を整備することによって、人事異動に伴う移転料の実費支給を開始し、職員の負担軽減、組織に対する満足度向上を図った。

さらに、社会情勢や事業環境の変化に対応するためには優秀な人材の確保が重要であるとともに、改訂版「ナスバ人材育成方針」により定めた「生活の本拠を置く主管支所管内における異動とすることを目標」とするため、主管支所等から管内地元の大学へ積極的に採用活動が実施できるよう新たに「大学への採用活動取組 Q&A」を作成し、それにより主管支所等が管内地元大学 89 校を訪問して企業研究会や企業説明会に参加し、積極的な採用活動を実施した。

加えて、即戦力となる社会人経験者を採用するとともに、国との人事交流を行い、多様な人材の有効活用を図った。

2) 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年）に伴い、ナスバの業務として拡充・追加される療護施設の機能強化、脊髄損傷者に対応した療護施設の設置検討、被害者・遺族団体の相談業務への支援等へ対応するため本部に 7 名、アウトリーチの強化、相談支援、広報の強化に対応するため主管支所に 9 名、合計 16 名を令和 5 年 4 月から新たに増員する組織体制の強化を図るための人件費を増額する令和 5 年度予算要求を行い、認められた。

また、新規事業を担当する職員及び主管支所長、次長を対象に新規事業に関する研修を実施した〔令和 5 年 3 月〕。

また、地方機関において職員のコンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長について、これまで主管支所長が次長を兼務していた主管支所においても、令和 5 年 4 月から専任の次長を配置するよう体制を強化するとともに、令和 5 年 4 月に新たに次長の役割等に関する研修を実施した。

3) 令和3年4月に新設した「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担う企画部コンプライアンス推進・人材開発グループと総務部等が連携して組織全体の更なる意識改革や風土改革に向けて、以下の取組を実施した。

①個別育成プログラムによる人材育成の推進

引き続き職員個々の特性に応じた教育計画を策定し実施する取組を推進し、個別の状況を踏まえた育成計画により、OJT等を実施し、若手職員から管理職までの人材育成の強化を図った。

また、個別育成プログラムによる人材育成の推進を図ることを目的に、管理職の階層別研修において新たに個別育成プログラムの重要性に関する研修を実施した。

②管理職強化を図るための取組の実施

ア 組織運営に重要な役割を担う支所長のリーダーシップとマネジメント力強化を図るため、理事長から支所長に期待するメッセージや支所長としての心構え、コンプライアンス遵守と人材育成、業務改善等支所運営に必要な意識・知識について、新たに「支所長マニュアル」を作成し、機構内イントラネットやメールで周知を実施した。また、令和5年度以降に理事長自ら全主管支所長に対し、主管支所長の役割を認識させ、マネジメント力向上等を図るための研修や、当該マニュアルをベースとした新任支所長等に支所運営に必要なスキル、知識の習得を図るための研修を実施するための環境を整備した。

イ 引き続き全国支所長会議において経営理念及び経営方針、部下の育成等に関する研修及びコンプライアンス徹底について、自ら考える個人ワークを取り入れた研修を実施した。

ウ 本部及び地方機関の全ての管理職を対象に、ハラスメント防止研修として、パワーハラスメントの要因の一つとされる怒りの感情をコントロールする「アンガーマネジメント研修」〔令和4年10月〕を新たに実施し、その後、当該アンガーマネジメント研修を受講した管理職が講師となって各所属部署の全ての職員に対しハラスメント防止研修を実施した。管理職に研修の講師を担わせることで、管理職のハラスメント防止への意識向上を図るとともに、所属部署におけるハラスメント防止に対する取組を推進し、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識の醸成を図った。

エ 管理職を対象としたEラーニングとして、引き続きリスクマネジメント〔令和4年6月〕、独立行政法人評価制度〔令和4年11月〕を実施するとともに、新たに令和4年9月に作成された広報ガイドラインを活用した広報に関するEラーニング〔令和4年11月〕を実施し、管理職の役割を認識させるとともに必要なスキル・知識の習得を図った。

③主管支所・支所等の意見を参考にした研修の実施

主管支所及び支所等の職員から出された意見・要望を参考に新たに産業カウンセラーに関する研修を実施した。

4) 令和4年4月に、企画部コンプライアンス推進・人材開発グループが「職員の研修受講実績の一元管理及び職員の横断的な研修の実施に関すること」を行うこととする事務分掌の見直しを行い、研修管理の効率化を図った。

5) 引き続き、勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。

6) 令和4年度において、新たに16人が産業カウンセラー資格を取得した。産業カウンセラー資格を取得した職員は、本部で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。

また、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）においても、新たに 11 人が受講し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。

## 7) 職員の資質向上を図るため、以下の研修を実施した。

### ①業務別専門研修の実施

#### ア 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 第一種講師<sup>※1</sup>に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格者証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を 21 人に受講させた。
- ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師を育成するため、11 人に対して第一種講師資格要件研修を実施した。
- ・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が身体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK<sup>※2</sup>の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を 32 人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第一種講師：（基礎、一般）基礎及び一般講習について講義できる講師

※2 ASK：（NPO）アルコール薬物問題全国市民協会の略称

#### イ 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー<sup>※3</sup>を養成するため、18 人に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。  
また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー<sup>※4</sup>235 人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。

※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者）

※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について 30 事例以上の経験を有する者）

#### ウ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 認定セミナー<sup>※5</sup>の講師を養成するため、安マネ初級研修を主管支所が実施主体となり、32 人に対して実施した。
- ・ 運輸安全マネジメント事業部要員が講師を務め開催していた防災マネジメントセミナーを全国の主管支所が主体となって開催できるように防災マネジメントセミナー講師養成研修を 42 人に実施し、要員の育成・確保を図った。
- ・ 運送事業者へのコンサルティング業務及び講師派遣等を行うこととなる第一種コンサルタントを養成するため、安マネ中級研修を 18 人に対して実施するとともに、第一種コンサルタントとして指名されている 7 人に対して、レベルアップ研修Ⅰを実施し、要員の質的向上に努めた。
- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を行っている安全評価員<sup>※6</sup>に、国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔上級〕研修」を受講させ、研修で取得した知識を所属部内で共有化することで、要員全体の資質向上に努めた。

※5 認定セミナー：民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー等において、一定の基準を満たし、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効であると国土交通省が認定したセミナー

※6 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者）

#### エ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組

- ・ 被害者の気持ちの理解

被害者の気持ちを理解することは、ナ斯巴職員として必要不可欠であることから、令和 4 年度の新規採用職員研修においても、引き続き外部講師による被害者への接し方に関する

る講義とナスバ友の会の会員であった交通遺児の保護者からの当事者視点による講話を実施した。

- 専門研修の実施

各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故対策事業推進員のほか、職員、非常勤職員を対象として実施し、専門知識の共有を図った。

また、令和4年3月から、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るため、現行のコーディネーターより高い知識を有するⅡ種コーディネーター（現行のコーディネーターはⅠ種）の養成を開始している。

- 「被害者援護促進の日」の活用

組織として被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施。

#### オ 会計事務の基礎知識等の養成

- 経理事務に携わる職員 36 人に対して、会計事務研修を実施し、不正行為防止の心構え及び会計事務の基礎知識等の習得を図った。

#### ②階層別研修の実施

新規採用職員、スタッフ、中堅職員（チーフ、アシスタントマネージャー）及び管理職員（マネージャー、支所長、主管支所長）100 人に対して、引き続き階層別研修を実施し、職員の資質向上を図るほか、コンプライアンスや人材育成に関する事例等を題材に職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性や階層別の責任、機構職員としての責任のあり方などを理解させた。

### 自己評価とその根拠

人材育成の取組の方向性や研修体系、キャリアパス及び人材の配置に対する基本的考え方を明確化した改訂版「ナスバ人材育成方針」を周知し、職員の組織への信頼感、モチベーション向上を図った。なお、令和5年4月の人事異動では、改訂版「ナスバ人材育成方針」に基づき配置するとともに、課題となっていた人事異動に伴う職員の移転料の定額支給を改善して、移転料の実費支給を開始し、職員の負担軽減、組織に対する満足度向上を図った。また、令和5年度からナスバの業務として拡充・追加される療護施設の機能強化、脊髄損傷者に対応した療護施設の設置検討、被害者・遺族団体の相談業務への支援等へ対応するため本部に7名、アウトリーチの強化、相談支援、広報の強化に対応するため主管支所に9名、合計16名を令和5年4月に新たに増員する組織体制の強化を図った。さらに、優秀な人材の確保のため「大学への採用活動取組Q&A」を新たに作成し、主管支所等が管内地元大学を訪問して企業研究会や企業説明会に参加し積極的な採用活動を実施した。その他、新たに支所長マニュアルを作成し管理職の強化を図る取組や各業務を高度な専門性をもって遂行させていくために、各種資格の取得支援やスキルアップのための研修の実施等、常に人材育成と職員の資質向上に取り組んでいるほか、「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担うコンプライアンス推進・人材開発グループと全主管支所に配置した地方機関において職員のコンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長が連携し、若手職員から管理職まで職員個々の特性に応じた教育計画を策定・実施する個別育成プログラムを推進し、効果的・効率的な職員の資質向上・人材育成を図っており、これらの取組については、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。



### **課題と今後の対応**

引き続き、必要に応じた研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員の資質の向上及び育成を行う。また、必要に応じて「ナ斯巴人材育成方針」を改訂し、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進する。

## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (5) 自動車事故対策に関する広報活動

#### 中期目標

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について、テレビやラジオ、新聞、SNS など広く国民に知ってもらうための取組を中心として効果的に広報活動を行う。

さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。

とりわけ、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないようにホームページや SNS、パンフレット、地方公共団体、障害者福祉関係団体、医療機関、警察損害保険会社、学校等の関係機関との連携を通じた事業内容や利用方法の周知を積極的に行う。

#### 中期計画

機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施します。

これまで実施してきた広報活動における好事例等のポイントを集約・解説した広報ガイドラインを作成し、組織内において水平展開することによって、ノウハウの活用を図り、広報活動の質の向上を図るとともに、関係機関に対し、全国均一の働きかけを推進します。

交通安全フェア等における国等と協力した周知宣伝活動に加えて、SNS の効果的な運用、テレビ・新聞・ラジオ等のメディアを活用した広範な広報活動等を積極的に実施し、さらに、当機構の各事業が連携して広報活動を実施することにより、当機構の認知度のさらなる向上に積極的に努めます。

特に、被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

さらに、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないように、ホームページや SNS、パンフレットによる周知の他、地方公共団体、警察、損害保険会社、医療機関等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的に行います。

#### 年度計画

機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、本部・支所が一体となった広報活動を積極的に実施します。

広報推進プロジェクトチームにより、これまでに蓄積された好事例等のノウハウやポイントをまとめた広報ガイドラインの作成に着手するほか、テレビ・新聞・ラジオ等のメディアを活用した広範な広報活動の一層の充実を推進します。

また、交通安全フェア等における国等と協力した周知宣伝活動や被害者団体等との連携、SNS の発信強化等を実施するとともに、機構の各事業が連携して広報活動を実施することにより、機構の認知度向上を積極的に図ります。

自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。さらに、被害者援護業務については、不知によるサービスが享受できないことがないように、ホームページや SNS、パンフレットによる周知の他、地方公共団体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等、関係機関と連携した周知活動を積極的に行います。

## 評価の視点

自動車損害賠償保障制度及びナスバ業務を広く国民に知ってもらうため、本部・支所が一体となり、関係機関と連携し、積極的かつ効果的な広報活動を行っているか。

被害者支援の啓発のために、自動車事故被害者の置かれた実態を広く周知する取組を行っているか。

被害者支援業務について、不知によりサービスが享受できないことがないよう、関係機関と連携した周知活動を積極的に行っているか。

## 当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### 1) ナスバの広報活動の強化

令和4年度においては、ナスバの認知度の向上が求められている状況を踏まえ、令和5年4月1日から施行される改正自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償保障制度の周知活動において、国土交通省と連携して、ナスバにおいて実施する被害者の援護や自動車アセスメントに関する内容を周知した。具体的には、令和5年3月にデジタルサイネージによる動画放映を、東名・新東名高速道路36箇所のサービスエリア・パーキングエリアと全国506箇所のガソリンスタンドで行うとともに、東日本放送、千葉テレビ放送、岐阜放送、山陽放送のテレビ番組において、東北療護センター、千葉療護センター、中部療護センター、岡山療護センターで行っているリハビリ等の取組が紹介された。また、令和4年12月以降に行った全国の支所長等による都道府県警察に対する広報連携のアプローチによって、警察署や免許センターにおけるナスバ業務を含めた自動車損害賠償保障制度に関するチラシ配布（613箇所、44万枚）や動画放映（88箇所）のほか、都道府県警察のホームページにおけるナスバのホームページへのリンク（40箇所）のほか、Twitterのフォローやリツイートによる連携が実現し、警察との連携による広報活動の充実を図った。

また、「広報ガイドライン」（後述）を活用し、本部と全国の支所が一丸となってメディア等の関係者との関係づくりに取り組むとともに、各支所において、警察等の関係機関が開催する各種イベントに参画するなどして、ナスバが実施している被害者援護、安全指導、自動車アセスメントに関する広報活動を実施（194件）した。特に、次に掲げる本部・支所の取組により、新聞社等のメディアに対する働きかけを積極的に行った結果、ナスバが実施する被害者支援や事故防止対策について、テレビや一般紙・地方紙、ネットニュースなどの様々なメディアで取り上げられ（91件）、ナスバ業務の周知に大きく寄与した。

さらに、ナスバ業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き、国土交通省・損害保険会社等の関係機関と連携して作成した自動車損害賠償保障制度広報・啓発のポスターを全国の支所で掲示するとともに、リーフレットを受診者や受講者に配布し、同制度の周知を図った。

### ○本部の取組

広報活動を更に充実・強化させるための体制整備に取組、本部に1名、9主管支所に各1名の広報担当を配置する体制を構築した。加えて、全国の支所による広報活動の底上げを図るため、支所が広報活動を行う上で必要となる知識や成功させるポイント等を掲載するとともに、広報活動の成功事例のノウハウを集約した「広報ガイドライン」を令和4年9月に策定して職員研修への活用を通じた周知徹底を図った。さらに、ナスバ内における広報の必要性、意識の醸成、具体的な広報への取組に関する職員に対する教育の一環として、ナスバ内で、各主管支所長からそれぞれの地域の特性を活かした広報の取組の内容を提案するコンペを開催し、優秀な提案に対して優

先して予算を配算することにより、各主管支所の特長を活かした主体的な広報を検討する機会を創出し、ナスバ全体としての広報の取組の機運の醸成を図った。

さらに、ナスバ内における広報の必要性、意識の醸成、具体的な広報への取組に関する職員に対する教育の一環として、ナスバ内で、各主管支所長からそれぞれの地域の特性を活かした広報の取組の内容を提案するコンペを開催し、優秀な提案に対して優先して予算を配算することにより、各主管支所の特長を活かした主体的な広報を検討する機会を創出し、ナスバ全体としての広報の取組の機運の醸成を図った。

また、職員によるアンケートや意見交換を通じたナスバ全体による議論により、ナスバのマスコットキャラクター「ナスバちゃん」のデザイン、コンセプト（安全・安心・快適なクルマ社会を作るために突然現れた妖精）を決定するとともに、具体的な活用方法について取扱マニュアルを策定し、名刺への印刷やマスクケース、エコバッグ等のノベルティグッズをイベント等で配布するなど、様々な広報活動に活用した。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した広報活動については、令和元年6月に開設したFacebookにおいて、ナスバの各業務の紹介やイベント開催情報、プレスリリースの内容等に関する投稿を積極的に行った結果、令和4年度の総リーチ数は18,074件となり、令和2年度（8,710件）と比べて2.1倍に増加、令和4年度末のフォロワー数は457人となり、令和2年度末（141人）と比べて3.2倍に増加させた。

さらに、令和4年11月2日から新たにTwitterを開設し、Facebookと同様に積極的な投稿に加えて、支所における警察との連携により、埼玉、兵庫、熊本などの複数の県警のTwitterによるリツイートにより、SNSによる情報発信を強化した結果、5ヶ月間のインプレッション数は277,769回、令和4年度末のフォロワー数は400人となった。

メディア関係者への働きかけにおいては、理事長によるテレビ局に対するトップセールスを契機に、テレビ局側に対して、理事長に対するナスバの意義や役割についてのインタビューをはじめ、本部職員が千葉療護センターの関係者との取材対応の調整や介護料受給者へ訪問支援、自動車の衝突試験場での取材対応を行った結果、令和5年3月、BSテレビ東京の「SDGsが変えるミライ」の番組において、千葉療護センターの看護師が患者に寄り添う様子、訪問支援の様子や社会福祉士の資格取得を目指す介護料受給者のインタビュー、自動車アセスメントの衝突試験の様子や目的などが紹介され、ナスバの認知度向上に寄与した。



[ナスバちゃんのノベルティグッズ]



[出典：BS-テレビ東京]

### ○主管支所・支所の取組①

福岡主管支所では、新たな取組として、令和4年9月に多くの集客が見込まれる JR 博多駅前において、自動車アセスメントの衝突試験車両の展示や適性診断の体験受診などの広報活動を実施（来場者数：約 500 人）するとともに、メディアへの働きかけを行った結果、その様子が TVQ 九州放送、J:COM で放映されたほか、毎日新聞、西日本新聞などに掲載された。

また、福岡主管管内の職員が一丸となって、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各支所において、JR 駅前等でパンフレットを配布するとともに、ナスバ業務を丁寧に説明する広報活動を行った。

さらに、熊本支所では、熊本県警察と連携し、令和5年3月に熊本市の「くまモンスクエア」で開催されたイベントにおいて、春の全国交通安全運動に関するお知らせや、ナスバによる被害者支援、事故防止対策の取組を紹介した。また、「ナスバちゃん」と熊本県 PR キャラクター「くまモン」、熊本県警察シンボルマスコット「ゆっぴー」による共演が実現し、その模様が KAB 熊本朝日放送で放映された。

これらの取組は、テレビ局や新聞に取り上げられるなど、ナスバの認知度向上に寄与した。



〔博多駅前でのイベント（福岡）〕



〔くまモンスクエア（熊本）〕

### ○主管支所・支所の取組②

東京主管支所では、特定非営利活動法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画として、昨年に引き続き、交通事故被害者にスポットを当てた「生命（いのち）のメッセージ展」を管内全ての支所で順次開催し、適性診断受診者をはじめ、一般の方々にも、「交通事故被害者」と「事故によって失われた生命」、「自動車を運転する責任」について問いかける周知活動を行うとともに、メディアへの働きかけを行った結果、山梨支所では YBS 山梨放送、UTY テレビ山梨、山梨CATV、Yahoo!ニュースで紹介されたほか、山梨日日新聞に掲載され、千葉支所では Yahoo! ニュースで紹介されたほか、産経新聞、千葉日報などに掲載され、埼玉支所では毎日新聞、東京新聞、埼玉新聞に、群馬支所では東京新聞、上毛新聞に、栃木支所では下野新聞にそれぞれ掲載された。

特に、神奈川支所では、新たに工夫した取組としてオープニングセレモニーを開催した結果、NHKで紹介されたほか、神奈川新聞に掲載された。また、約 500 人の来場者に対して行ったアンケート結果では、生命のメッセージ展について「大変参考になった」と回答した人が 72%、「まあ参考になった」と回答した人が 26%となったほか、「被害者の方たちの生きていた現実を改め

て知る事で、事故の重大さや安全に対する心構えを再認識できる企画だと思った。」や「等身のパネル、写真、靴、事故の様子、家族との繋がりを示す物、全部相まって力強いメッセージだと思った」のコメントが寄せられるなど、多くの方々に生命のメッセージ展の趣旨が浸透される結果となった。

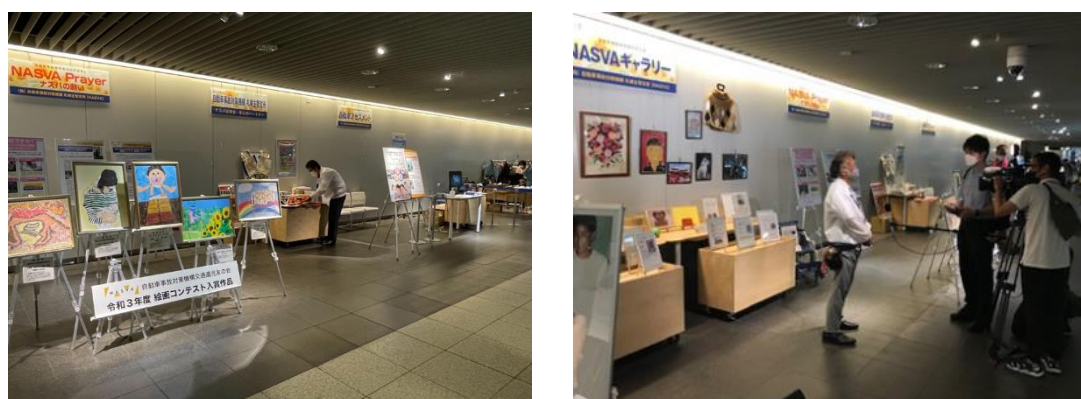
これらの取組は、テレビ局や新聞に取り上げられるなど、広報の強化に寄与した。



[生命（いのち）のメッセージ展・オープニングセレモニー（神奈川）]

### ○主管支所・支所の取組③

札幌主管支所では、新たな組みとして、令和4年7月に多くの集客が見込まれる札幌駅前通地下広場「チ・カ・ホ」憩いの広場において、自動車事故被害者が創作した絵画の展示や自動車アセスメント・チャイルドシートアセスメント、安全指導業務を紹介するブースを設けて各種パンフレットを配布（来場者数：2日間で約800人）するとともに、メディアへの働きかけを行った結果、その様子が札幌テレビ、北海道文化放送で放映されたほか、北海道新聞などに掲載されるなど、ナスバの認知度向上に寄与した。



[札幌駅前通地下広場「チ・カ・ホ」憩いの広場でのイベント（札幌）]

## 2) 全国交通安全運動でのPR活動

全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参加し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施した。

### 3) ホームページの活用

ナスバ業務の認知度向上の一環として、ホームページで案内しているナスバの業務紹介ビデオを刷新するとともに、トップページにナスバのFacebook及びTwitterと国土交通省が開設した被害者支援等を紹介するための特設サイトのバナーを新設し、トップページから様々な情報発信ができる環境を整備した。なお、令和4年度のホームページへのアクセス件数は、全体で約557万件となっている。

### 4) ナスバ概要（パンフレット等）の配布

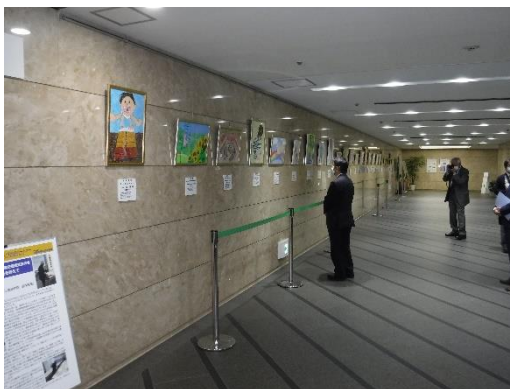
ナスバの総合的なパンフレットを令和4年8月に刷新し、地方自治体、関係機関に広く頒布するとともに、各種イベント等において多数配布した。

また、交通事故被害者に向けた「被害者援護制度紹介リーフレット」や「被害者援護制度紹介チラシ」を作成し、全国に支所を有する体制を活用し、各関係機関に対し周知を行うとともに、「日本自動車会館」で開催した「ナスバギャラリーIN 東京」の場にて配布した。

### 5) ナスバギャラリーの設置

自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵画・書道等の創作品を展示する「ナスバギャラリー」を主管支所等に設置し、被害者援護業務に関する広報活動を実施した。

また、令和4年11月28日から12月2日に自動車会館（芝大門）で「ナスバギャラリーIN 東京」を開催し、被害者支援の情報を発信した。これらの展示では、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しつつ、延べ448人が足を止めて自動車事故被害者の作品を観覧した。観覧者からは、「とにかく素晴らしい、涙がでる思いでみていました。」「本当に感動しますし、優しい気持ちになれます。作者の皆さんにも、ぜひ伝えてほしいです。」「素晴らしい作品展を開いてくださり、ありがとうございます。」等の感想があり、自動車交通事故被害者への支援の必要性や安全運転の意識の醸成に寄与した。



[ナスバギャラリーIN 東京]

6) 市原刑務所（初犯の交通事犯受刑者を収容している施設）における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施

令和5年2月、市原刑務所で交通事犯の受刑者に対する更正プログラムの一環として講義を実施した。この講義は、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的として、安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や被害者援護業務での被害者と直に接する中で培った幅広い知見を基に加害者に対する被害者の声も含めたものであり、ナスバにしかできない講義として、平成27年度から継続的に実施し、実績を高く評価されている。

7) 日本損害保険協会等を通じた周知活動

支援を要する事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行うため、昨年度に引き続き、日本損害保険協会に対し、ナスバの被害者援護業務の周知依頼を実施し、被害者援護業務のリーフレット等の配布の協力を得た。

また、令和4年度より、日本損害保険協会や外国損害保険協会、JA 共済に対して、自賠責保険を取り扱う会員等が自動車事故により脳や脊髄などを損傷して介護を要する後遺障害を負われた方へ訪問等をする際に、ナスバの介護料支給についてのパンフレットの配布の協力を得た。

8) 交通事故被害者サポート事業（警察庁主催）への参画

警察庁主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による交通事故被害者サポート事業に参画し、交通遺児等のニーズを把握するとともに、以下の取組に相談窓口等関係者として参画。

- ・全国を対象とした「自助グループ運営・連絡会議」（令和4年9月29日：オンライン配信で開催）に参画。
- ・福島県、千葉県、佐賀県の関係団体を対象とした「交通事故被害者等支援に関する意見交換会」（令和4年10月18日：オンライン配信で開催）に参画。
- ・全国を対象とした「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」（令和4年11月1日：オンライン配信で開催）に参加。

<参考> 交通事故被害者サポート事業について

交通事故被害者等が回復に向けて歩み出すことができる環境を醸成するため、警察庁が主体となって以下の事業を実施。

①交通事故被害者等支援に関する意見交換会

被害者支援に携わる関係者が事例紹介や意見交換等を行うことによって、関係者間の連携強化、支援業務の充実を図る。

（体制：支援に携わる専門家、遺族、自治体等）

②自助グループ運営・連絡会議

専門家による被害者支援に関する講演、被害者による事例紹介や意見交換等を行うことによって、被害者の回復のための自助グループ活動を促進。

（体制：被害者支援センター、被害者団体等）

③交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム

交通事故で家族を亡くした子供の支援について、専門家による講演や遺族体験談の発表等を通じて、保護者等の関係者に必要な情報を発信。



## **自己評価とその根拠**

全国組織である強みを活かし、自動車損害賠償保障制度及びナスバ業務に係る広報活動を着実に実施した。

特に、令和4年度の新たな取組として、高速道路のサービスエリア・パーキングエリア、ガソリンスタンドでのデジタルサイネージによるPR動画放映、地方テレビ局の番組における療護センターの紹介などの国土交通省と連携した広報を行うとともに、免許センター等におけるチラシ配布やPR動画放映などの警察と連携した広報を行ったほか、広報の組織体制の強化、Twitterの開設による情報発信の拡充など、広報活動の強化を図った。

また、全国の支所による広報活動の底上げを図るため、広報活動の成功事例のノウハウ等を集約した「広報ガイドライン」を策定して職員への周知を図るとともに、各主管支所長から地域の特性を活かした広報の取組を提案するコンペを開催することにより、各主管支所の特長を活かした主体的な広報を検討する機会を創出し、ナスバ全体としての広報の取組の機運の醸成を図った。加えて、マスコットキャラクター「ナスバちゃん」を活用した広報活動や各支所による積極的なイベントの開催とメディアへの働きかけによって、多くのテレビ局、新聞等に取り上げられ、交通事故被害者への支援の必要性や事故防止の重要性を効果的に発信するとともに、ナスバ業務の認知度の向上を図った。

さらに、被害者支援の啓発のため、ナスバギャラリーの設置や市原刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義を実施し、自動車事故被害者の置かれた実態について広く周知を図るとともに、被害者支援業務について、不知によりサービスが享受できないことがないように、日本損害保険協会等の関係機関と連携し、支援を要する自動車事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行った。

上記の取組については、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。

## **課題と今後の対応**

引き続き、事故防止業務、被害者援護業務及び自動車損害賠償保障制度に関し、戦略的かつ効果的な広報活動を積極的に実施することによって、ナスバの認知度向上に努める。

また、引き続き、ナスバギャラリーの設置や市原刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施などによる被害者支援の啓発のための活動や、被害者支援業務について、支援を要する自動車事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知活動などにより、不知によりサービスが享受できないことがないように、積極的な周知活動等に努める。

## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (6) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

#### 中期計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

#### 年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

#### 当該年度における取組、その他参考となり得る情報

- 前中期目標期間繰越積立金は、718百万円となっている。